

子どもの育ち支援センター いくしあ”の取組

いくしあ推進課

児童相談所設置準備担当

子どもの学びや育ちを総合的に支援する "ひと咲きプラザ"を設置 (2019年10月完全オープン)

子どもの育ち支援センター"いくしあ"

- ・総合相談 市
- ・発達相談 市
- ・子ども家庭相談 市
- ・教育相談 教委

POINT

福祉・保健・教育等の
統合データベース

ユース交流センター "アマブラリ"

指定
管理

- ・学びと育ち研究所 市
- ・生涯、学習！推進課 市
- ・子どものための人権擁護
委員会事務局 市

あまがさき・ひと咲きプラザ

いくしあ

アマブラリ

看護学校

ひと咲きタワー

- ・教育総合センター 教委
- ・尼崎こども家庭セン
ター（兵庫県児童相談
所） 県
- ・県警少年サポートセン
ター 県

あま
ぽーと

タワー

ユース交流センター "あまぽーと"

指定
管理

- ・ラウンジ
- ・音楽室
- ・ホール

市

市長事務部局

教委

市教育委員会

県

兵庫県

指定
管理

指定管理者

子どもの育ち支援センター

虐待や不登校、発達障害など課題や困難を抱える子どもたちと家庭に寄り添い、支えるための総合施設。児童福祉法上の「**子ども家庭総合支援拠点**」として設置。（2019年10月開設）

基本コンセプト

➤子どもファースト

0歳から概ね18歳の子どもが主体となる支援

➤縦の連携

子どもの年齢に応じた切れ目のない継続的な支援

➤横の連携

福祉・保健・教育などが連携した総合的な支援



■2026年に市の児童相談所を開設予定

現在、尼崎市には兵庫県が設置した児童相談所（尼崎こども家庭センター）があるが、R8年にひと咲きプラザ内に市の児童相談所を開設を目指して、現在準備中。

いくしあの支援機能

➤総合相談

0歳から概ね18歳の子どもと
家庭の相談に一元的に対応

POINT
福祉・保健・教育等
の統合データベース

➤家庭児童相談支援

虐待など養育上の支援を必要
とする子どもや家庭への支援

POINT
児童専門のケース
ワーカーの配置

➤発達相談支援

発達障害など発達に特性のある
子どもたちへの支援

POINT
医師、心理師等の専
門職による支援

➤教育相談・不登校支援

学校や教育に関する相談支援、
不登校の子どもへの支援

POINT
不登校の子ども居
場所の設置



子どもの育ち支援センター

(R4.6.1現在)

子どもの育ち支援センター所長（1名）

○いくしあ推進課（28名）

- ・ 全体調整 ・ 施設管理
- ・ **総合相談** ・ **発達相談**

○児童相談所設置準備担当（15名）

- ・ 市児童相談所の設置準備
- ・ 関係機関への職員派遣（10名）

○こども相談支援課（26名）

- ・ **家庭児童相談** ・ **児童虐待対応**
- ・ 青少年ひきこもり相談

○こども教育支援課（市教委）（42名）

- ・ **教育相談** ・ **不登校支援**
- ・ ほっとすてっぷ（不登校通所支援）

■主な職種

医師・保健師・言語聴覚士・作業療法士・保育士
社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・臨床心理士

■主な職種

児童ケースワーカー 16名
うち統括担当 2名 北部担当 8名
南部担当 6名
スーパーバイザー（SV） 6名
総括・北部・南部に各2名ずつ配置

■主な職種

スクールソーシャルワーカー 9名
指導主事・臨床心理士・こども自立支援員（ほっとすてっぷ担当）

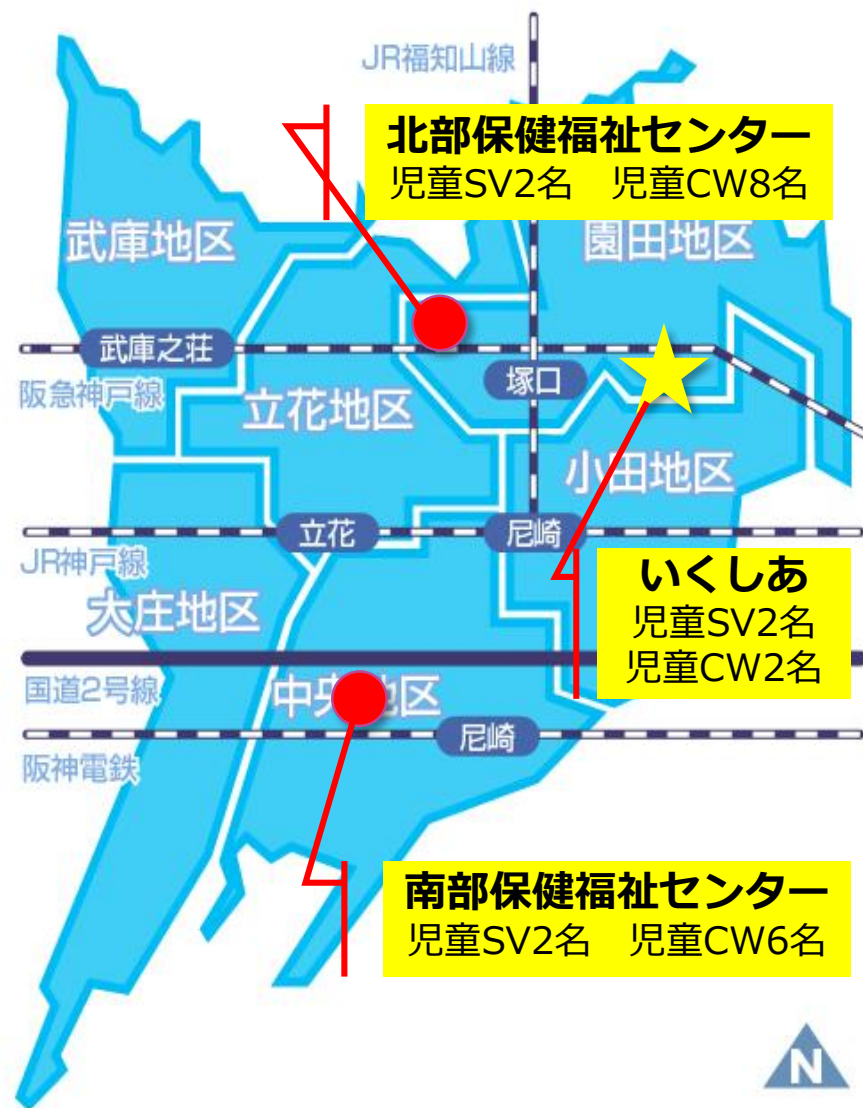
 SSWを通じて市教委・学校園と連携

南北保健福祉センター

市の南北に所在し、保健、福祉に関する業務を行う。ここに**児童CW**が**常駐**し、業務を行っている。

主な業務・機能

- 保健福祉管理課
生活保護業務
- 福祉相談支援課
介護保険、高齢者福祉、保育所入所、
困りごと相談、職業紹介など
- 障害者支援課
身体・知的障害者(児)に対する支援
- 地域保健課
乳幼児健診、母子保健、精神保健



母子保健と児童福祉の一体的な相談支援 (2024年4月施行)

こども家庭センター

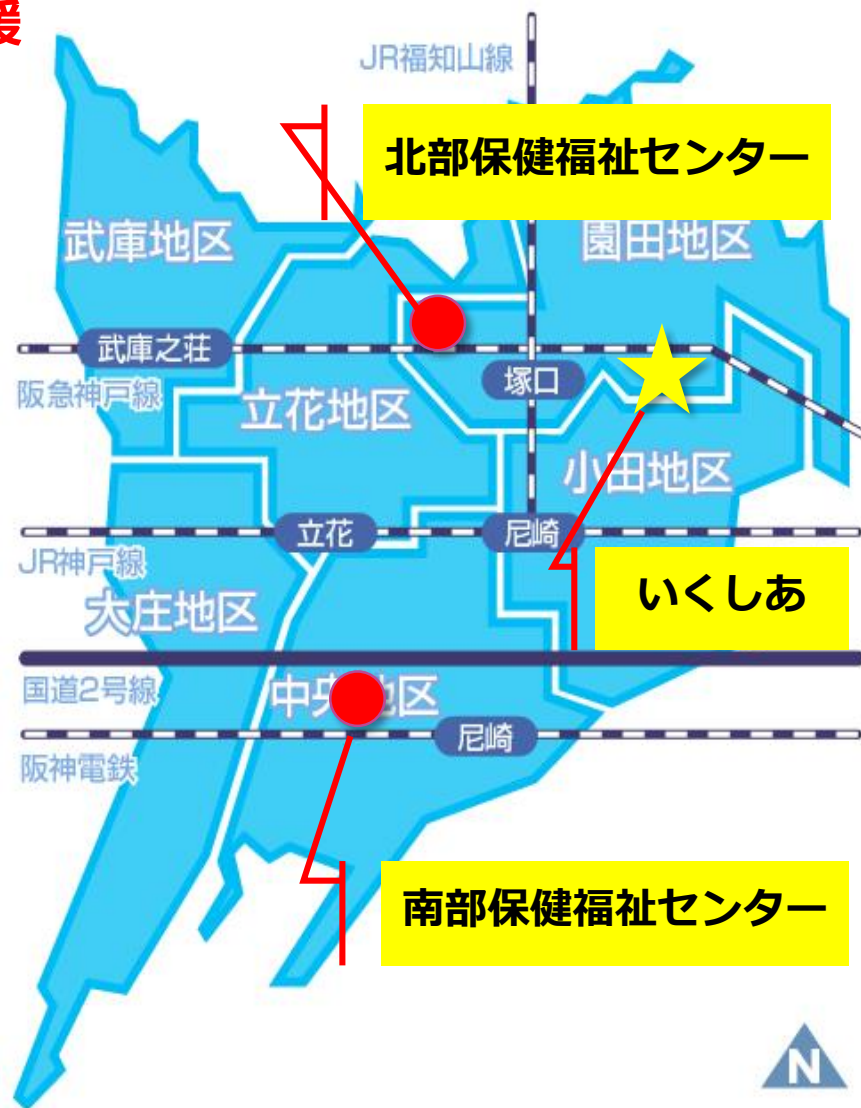
○いくしあと南北保健福祉センターに、それぞれこども家庭センター機能を設置する。

○いくしあと南北保健福祉センターの所長が、こども家庭センター長を兼職。いくしあのこども相談支援課長と、南北保健福祉センターに新たに配置する南北こども家庭支援担当課長(仮称)が、統括支援員を兼職。

○支援体制の強化により、支援の充実を図る。

主な業務・機能

- 母子保健と児童福祉の各機能におけるケース対応
- 統括支援員による一体的支援に向けた母子保健と児童福祉機能間の調整
- 合同ケース会議の開催
- サポートプランの作成・評価・更新
- 一体的支援の実施



不登校の子どもへの支援

教育委員会が中心となり不登校の子どもたちの支援を実施

▶ 公設民営フリースクールの設置

県内初

ひと咲きプラザ内に設置されている不登校の子どもたちの居場所”ほっとすてっぷEAST”に加えて、公設民営の”ほっとすてっぷWEST””ほっとすてっぷSOUTH””ほっとすてっぷオンライン”を開設。

▶ 認定フリースクールガイドライン

学校において出席認定を行うことができる民間施設等のガイドラインを策定。現在、17機関が認定されている。（2023.12現在）



ほっとすてっぷEAST

子どもの育ち支援システム

- 子どもの育ち支援センターの発足に向け、**ワンストップ**で漏れなく子どもの情報を**把握**し、支援につなげるため、下記の**8つのシステム**と連携した支援システムを構築。（2019年4月）
- 子どもの育ち支援センターが実施した支援内容等も記録し、各課が横断的に情報を把握し、支援を行うことにもつながっている。

住民記録システム

ID・住所・氏名・世帯構成 など

障害福祉総合システム

ID・障害種別・等級 など

保健衛生システム

ID・健診履歴・予防接種記録 など

子ども・子育て支援制度システム

ID・保育所・幼稚園 など

税務総合システム

ID・所得・扶養状況 など

学齢簿管理システム

ID・学校名 など

生活保護システム

ID・生活保護受給有無 など

児童扶養手当システム

ID・児童扶養手当受給状況 など

▲主キーとしては住民記録システムで自動採番された11桁の「**統一コード**」を利用している。

システムの活用方法

➤ 子ども情報の閲覧

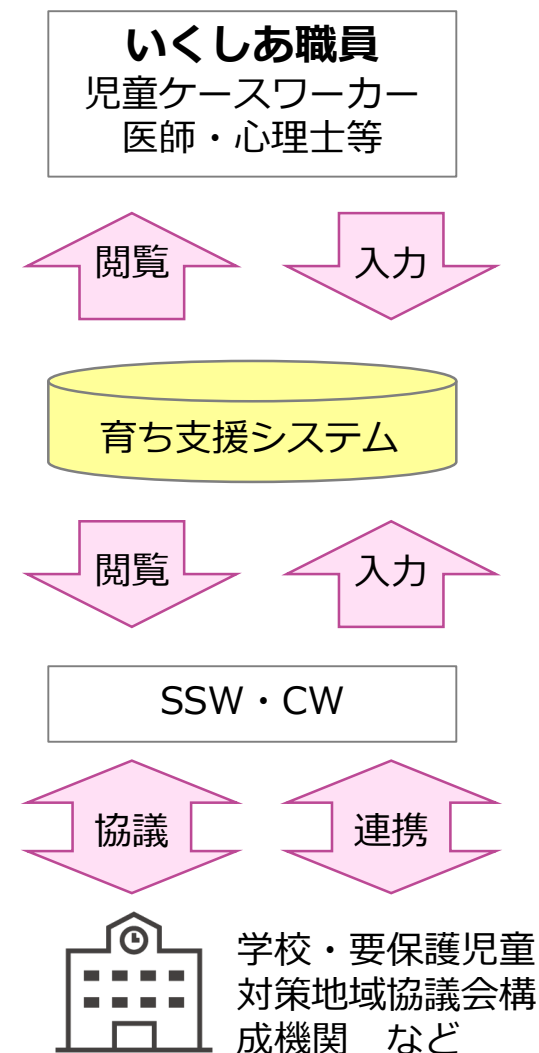
子どもの育ち支援センター職員が支援を要する児童に関して、氏名等で検索を行い、当該児童の情報を閲覧する。
（子どもの育ち支援センター職員のうち、直接的支援に従事する職員に閲覧権限を付与）

➤ 支援情報の記録

子どもの育ち支援センターで行った面談、検査、診察、その他の支援についての情報を各課が入力する。入力された情報については当該課の職員が閲覧可能。

➤ 学校等への情報提供

システムの情報を印刷等して学校など他機関に提供することはできないが、スクールソーシャルワーカー（SSW）がシステムの閲覧権限を持っているため、学校にはSSWが必要な情報提供を実施。



➤ 国のデータ連携実証事業への参画

「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」を令和4・5年度で実施。

➤ 本市が有するこどもデータを連携

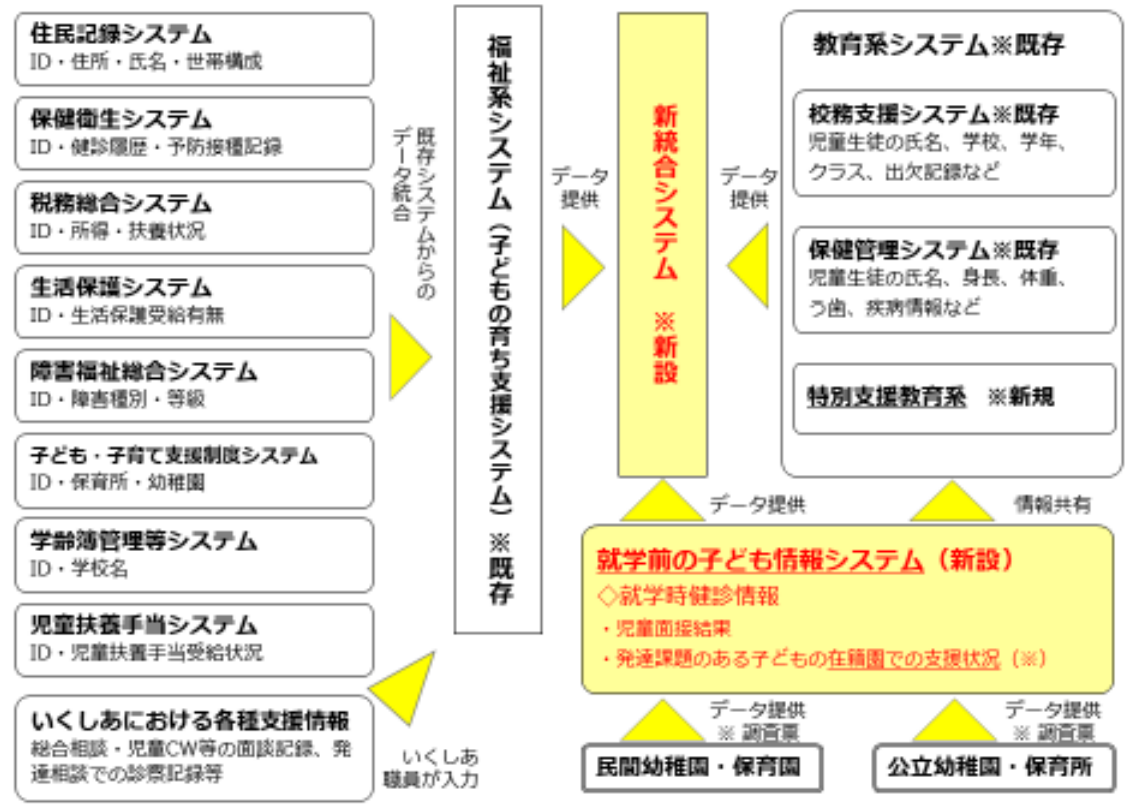
市長部局、教育委員会がそれぞれに管理するデータを統合した新システムを構築。

➤ リスクポイントの活用によるプッシュ型支援

こどもや家庭の状況に応じたリスクポイントを予め設定し、その判定に基づき虐待、不登校等のこどもの諸課題を早期発見し、未然予防やプッシュ型支援につなげる。
(効果検証中)

➤ 就学時検診データの活用

就学時検診の結果をデータ化し、学校現場やいくしあでの支援に活用を図る。(開発中)



現状

■ 2026年に市の児童相談所機能を有するいくしあ新館を開設予定

- ・ 現在、尼崎市には兵庫県が設置した児童相談所（尼崎こども家庭センター）があるが、R8年にひと咲きプラザ内に市の児童相談所の開設を目指して、現在準備中。
- ・ 部署を超えて連携できる支援体制を目指し、いくしあ新館では、いくしあと児童相談所のワンフロア化を予定。

設置の背景等

- ・ 児童虐待相談件数の大幅な増加
H28年：388件 ⇒ R4年：871件
- ・ 市としていくしあとの一貫した支援を行う必要性

尼崎らしい児童相談所

➤いくしあとの一体的な運営

- ・ 保有する情報の一元化
- ・ 共通の支援方針による支援

➤一人ひとりによりそった支援

- ・ 子ども自身の声をしっかり聴き、子ども自らも相談しやすい児童相談所へ。
- ・ 自立までの柔軟な支援プランの策定

➤支援策の充実と専門性の確保

- ・ 虐待等によって傷ついた子どもの心のトラウマに配慮できるなど高い専門性を確保する。

課題等

- ・ 人材の確保と育成
- ・ 一貫した支援・連携による支援の実施につながる組織体制・業務フローの検討
- ・ 適切な支援が実施できる施設整備 など



あまがさき子ども・子育てアクションプラン

～「働く」も「子育て」も応援するまち～

令和5年11月28日

尼崎市長 松本 眞

働きやすいまち・尼崎

尼崎は市内に13もの駅があります。まちじゅうにはバス路線が張り巡らされ、市内の移動も、市外への移動もとても便利。

そして近隣には大都市もあり、市内にも多くの働く場があります。

もっと子どもと過ごす時間を

働く場所と家が近くなれば、もっと子どもと過ごす時間を増やすことができます。

子育ての負担が減れば、もっと子どもと向き合うことができます。

働きやすいまち・尼崎は、子育てしやすいまちを目指します。

「働く」も「子育て」も応援するまち

尼崎市が目指すのは単に「子育てしやすいまち」というだけではなく、

「働く」も「子育て」もしやすいまち。

働きながら、しっかりと子どもを育てることができる。

そんなまちを創ります。



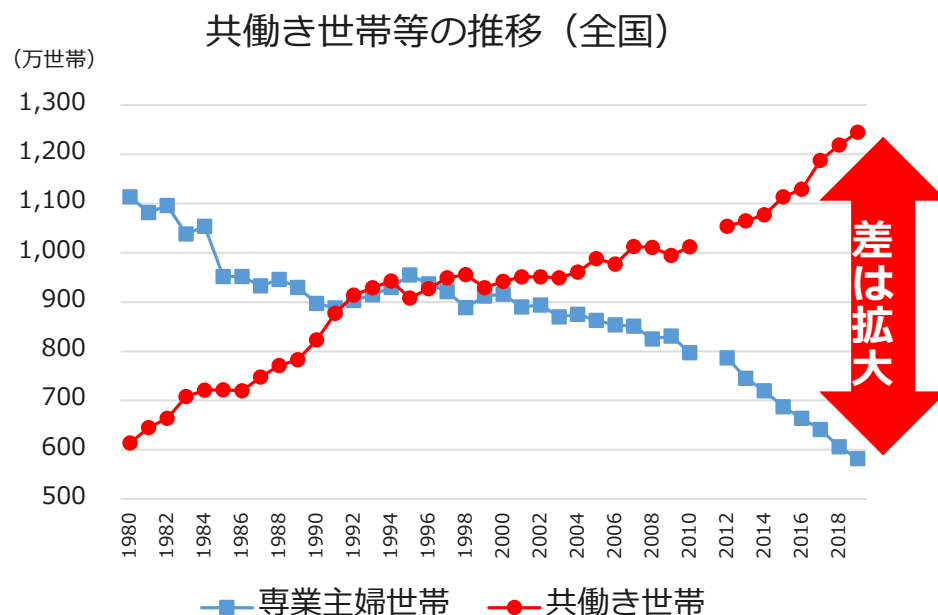
子ども・子育てアクションプランの背景



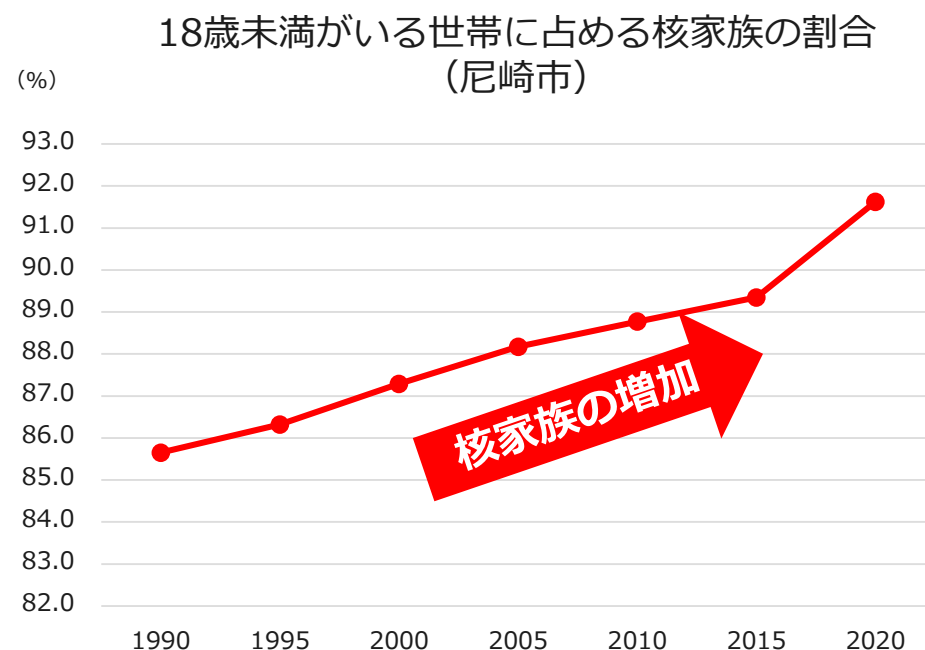
■増加する共働き世帯と核家族

専業主婦世帯の割合が減少するとともに、共働き世帯の割合が増加し、1990年代を境にその差は拡大している。

核家族も増加し、親の子育て負担は増大している。



出所 厚生労働省「令和2年版 厚生労働白書」

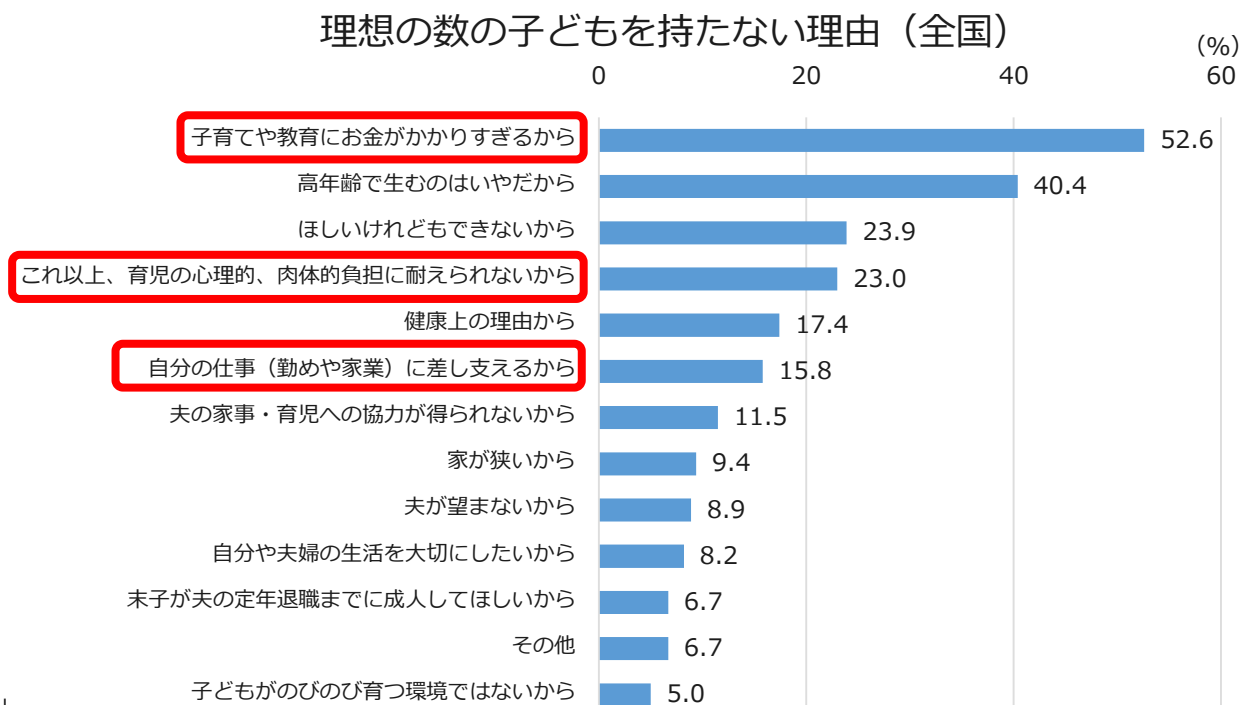
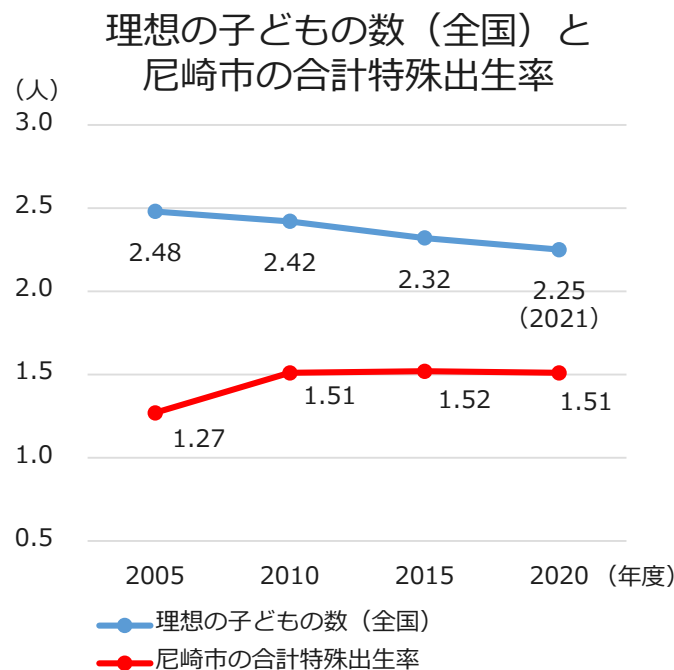


出所 国勢調査をもとに本市で作成



■ 出産・子育てに対する負担感

夫婦が理想の数の子どもを持たない理由では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」「育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」等の理由が多い。



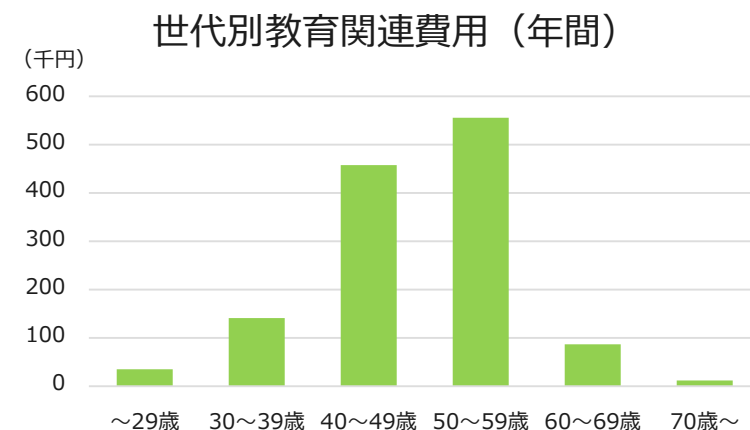
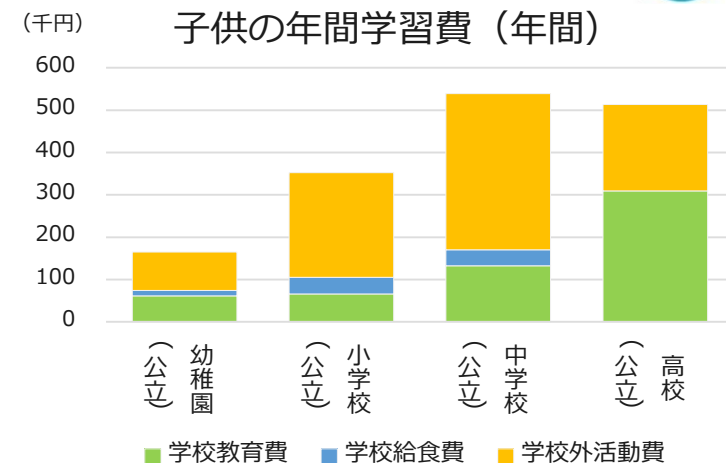


■教育費の負担

子どもの教育にかかる費用は年額で小学生35万円、中学生54万円と高額。学校教育費は年齢が上がるにつれ増加傾向。中学校では学校外活動費もピークに。

■子育て世代に特有の負担

子育て、教育にかかる費用はおおむね30歳代から50歳代にかけて発生。
→子育て世代の経済的負担を軽減することが重要。

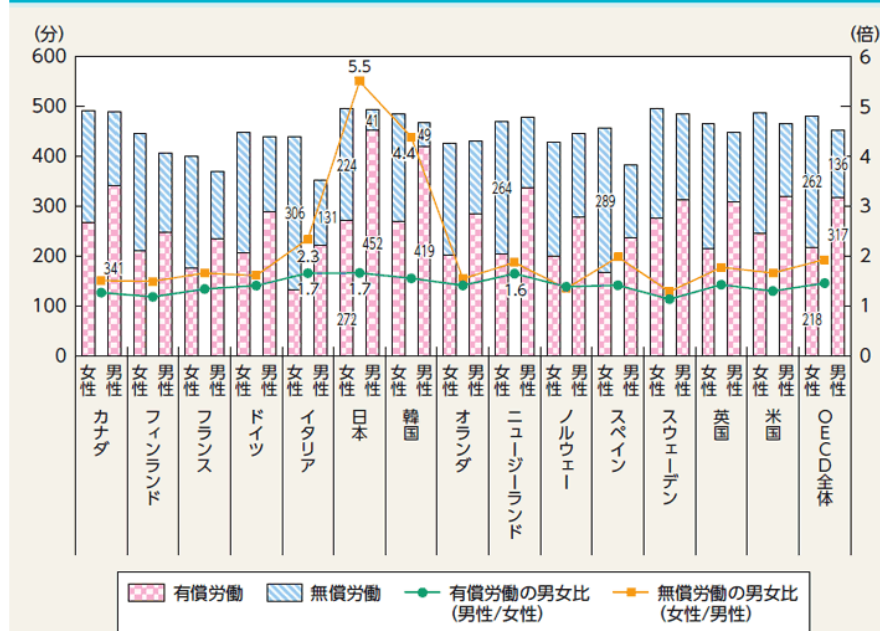




■家事・育児に要する時間

労働時間の長さに加え、家事・育児にかかる時間が長く、子育て世帯の時間的負担が大きい。共働きによる労働時間の増加も見込まれる中、子育ての時間的負担の軽減が急務。

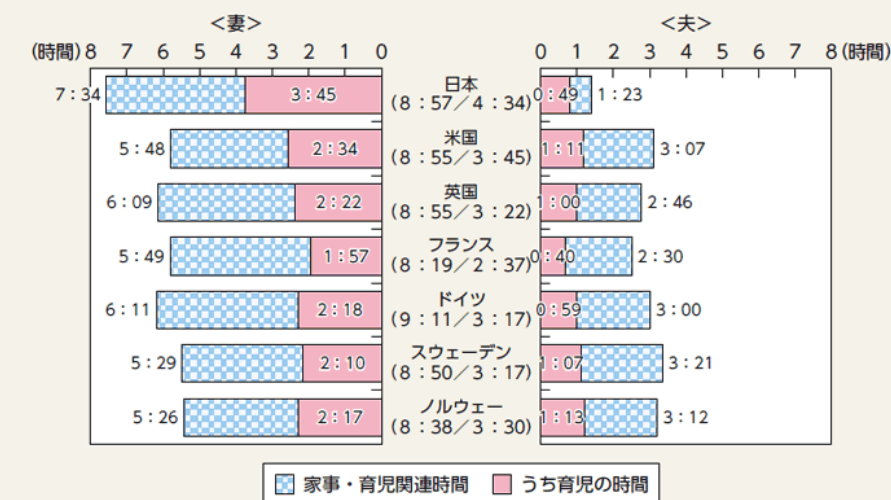
図表1 男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たり、国際比較）



(備考) 1. OECD "Balancing paid work, unpaid work and leisure" (2020) をもとに、内閣府男女共同参画局にて作成。

出所 内閣府「男女共同参画白書 令和2年版」

図表2-2 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（週全体平均）（1日当たり、国際比較）



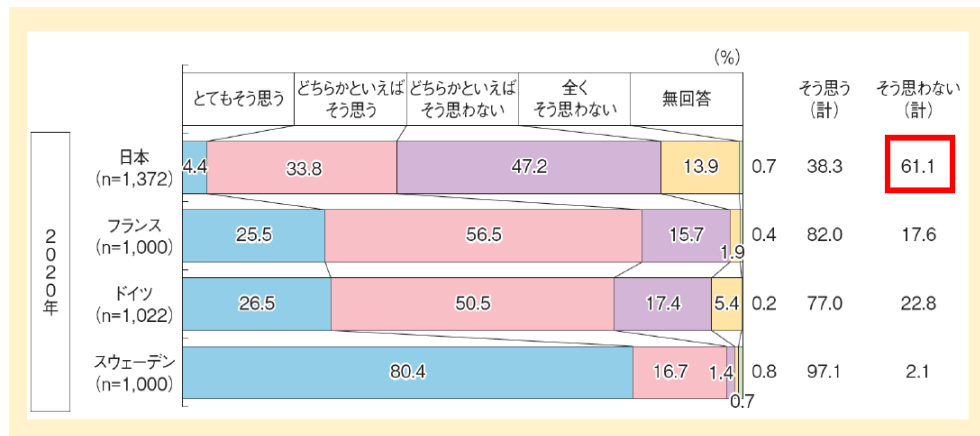
(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018) 及びEurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004) より作成。

出所 内閣府「男女共同参画白書 令和2年版」

■ 子育て環境に対しての不安

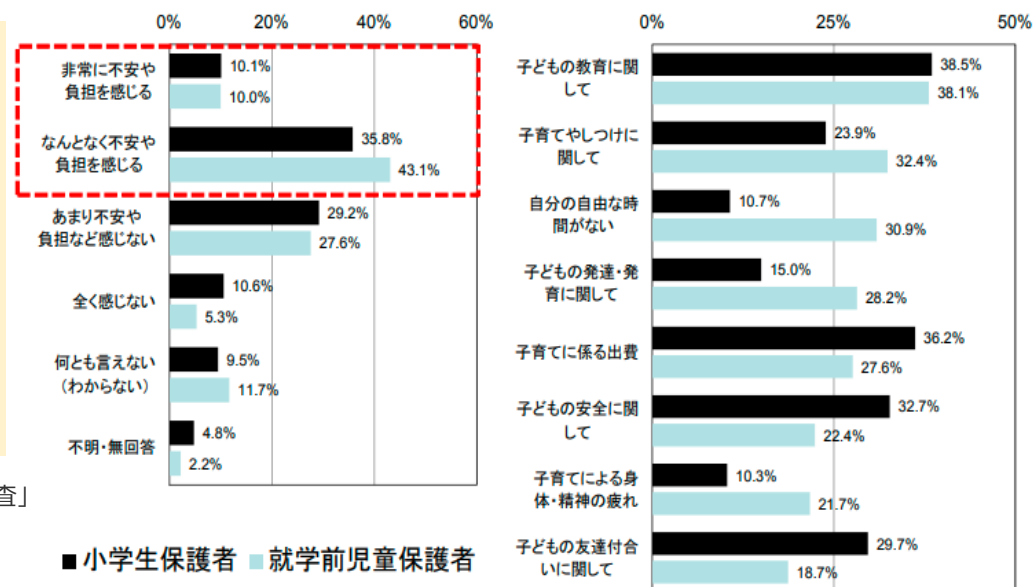
諸外国と比較し、子どもを生み育てやすいと思う割合が低い。
小学生の保護者、就学前児童の保護者のいずれも約半数が子育てに何らかの不安や負担を感じている。

「子供を生み育てやすい国だと思うか」



出所 令和2年度「少子化社会に関する国際意識調査」

子育ての不安や悩みについて



■ 小学生保護者 ■ 就学前児童保護者

出所 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画・尼崎市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果報告書



尼崎市の持つポテンシャル



市内に駅が13か所

神戸・大阪・京都・奈良へ乗換なし！



■ 駅前の開発が進み、まちのイメージが向上

駅前の工場跡地などの開発により、駅前の景色が変わりつつあり、まちのイメージが大幅に向上。



JR尼崎駅北側の整備



JR塚口東側の整備

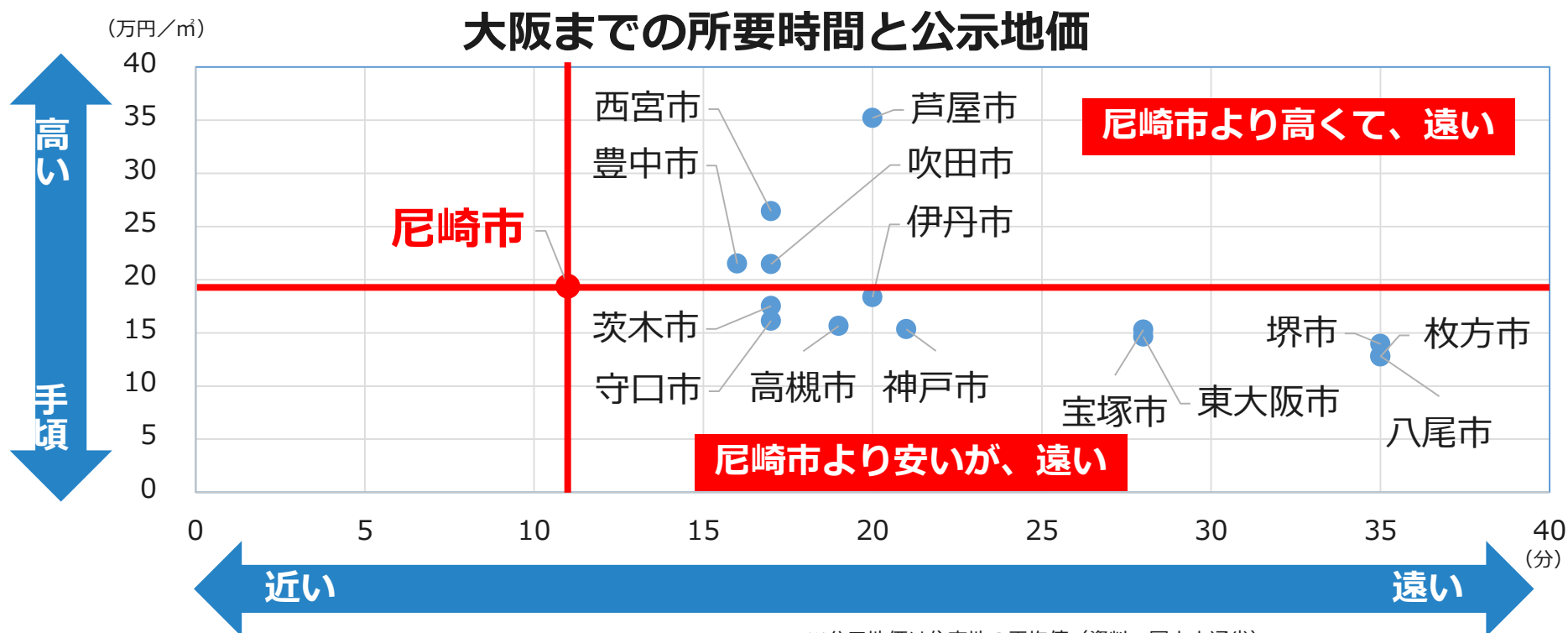


阪神出屋敷駅北側の改修



■大阪に近くて地価も手頃

大阪への所要時間が短いにも関わらず、地価は近隣市と比べて手頃で、利便性と地価のバランスがよい。



※公示地価は住宅地の平均値（資料：国土交通省）

※各市役所の最寄り駅を正午に出発し「大阪駅(JR)」 「大阪梅田駅(阪急)」 「大阪梅田駅(阪神)」のうち最も所要時間が短い駅までの所要時間（資料：Yahooマップ）本市調べ



■ 学校環境も大きく変わり学力も全国並みに

学力も全国平均と並び、ICTなどを活用した先進的な学びを実践。

インクルーシブ教育や不登校の子どもに対応した多様な学びの場も整備。

子ども・若者支援の取組は全国モデルに。



ワンストップで子どもを支援する「いくしあ」



全小学校に導入された電子黒板



小中学校では1人1台のタブレット



不登校の子どもを支援する多様な学びの場



若者の活動拠点「ユース交流センター」



■市内の施設も充実！

市内は面積もコンパクトで、子育てに必要な様々な施設も集積しています。

単位面積あたりの施設数（神戸市・阪神7市1町での比較）

	保育所	市立 小学校	市立 中学校	公立 高校	病院 診療所	鉄道駅
1位	尼崎市	尼崎市	尼崎市	尼崎市	尼崎市	尼崎市
2位	伊丹市	伊丹市	伊丹市	伊丹市	芦屋市	神戸市
3位	芦屋市	芦屋市	西宮市	芦屋市	伊丹市	西宮市

※本市調べ

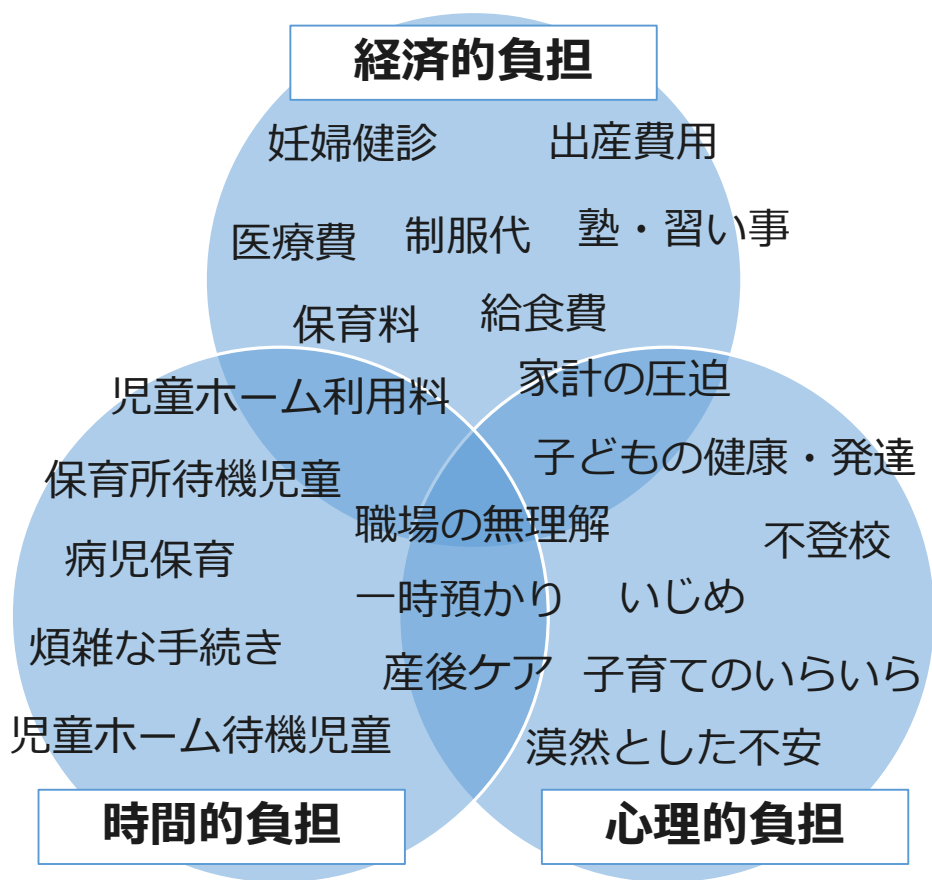


子ども・子育てアクションプランの内容

—3年間で40のアクションに50億円の投資—

このアクションプランは現時点における令和8年度までの構想を示したものです。
今後の社会状況の変化、政策調整等により追加、修正される場合があります。

■ 子ども・子育ての負担軽減と集中投資



■ 3つの負担軽減

子ども・子育てに伴う「**経済的負担**」「**時間的負担**」「**心理的負担**」の軽減を目指します。

■ 3年間で**50億円**の投資

令和6年度から令和8年度の3か年にわたり子ども・子育て分野に**新たに総額50億円**の**集中投資**を行います。

※投資的経費を含みます。

※総額は現時点における3年間の目標を示したものであり、個別の事業の予算については各年の予算編成において明示します。



I 家計をサポート！（経済的負担の軽減）

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、様々な子育てに要する**費用の低減**や**補助金の交付**などを行います。

II ゆとりをサポート！（時間的負担の軽減）

子育てにかかる時間的負担を軽減するため、ICTなどを活用し、子育てにかかる**諸手続きなどの効率化**を図ります。

III 安心をサポート！（心理的負担の軽減）

子育てにかかる心理的負担を軽減するため、子育てに関する**不安などを軽減**する取組を実施します。

プラス1 積極的な情報発信・まちの魅力化

子ども・子育てに関する**積極的な情報発信**を行うとともに、**子育てしやすいまちの魅力化**に関する取組を実施します。



■ 保育料の引き下げ

R6実施

阪神間他都市と比較して高額
となっている保育料区分の保
育料を阪神間他都
市水準以下に引き
下げます。

(D10・D9階層)



■ 子どもの医療費助成の 18歳までの拡充

令和8年度までに子どもの医
療費助成を18歳
まで拡大します。



■ フリースクール等の 利用者への補助

県内初

R6実施

不登校によりフリースクール
等に通所している児童生徒に
対して、その利用料
の一部を補助します。



■ その他

- 低所得世帯向け新生児聴覚検査の費用助成の実施
- 低所得世帯向け初回産科受診の費用助成の実施
- 妊婦健診の費用助成の拡充 など



■ 保育所待機児童ゼロの実現

R8年度までに**保育所待機児童ゼロ**を実現するため、**6か所**の**保育所新設**、**保育士の確保定着**に向けた取組を実施します。



■ 児童ホーム待機児童ゼロの実現

R8年度までに**児童ホーム待機児童ゼロ**を実現するため、空き教室の利用や民間児童ホームの増設に取り組めます。



■ 児童ホーム開所時間の19時までの延長 **R6実施**

保護者の多様な働き方に対応するため、児童ホームの開所時間を**19時まで延長**します。

■ 児童ホーム等への昼食配送

夏休み等の学校長期休業期間中に児童ホーム等に**昼食用弁当を配送**するサービスを導入し、家事負担の軽減を図ります。





■ 母子手帳アプリの機能拡充

すでに導入している**母子手帳アプリの機能を拡充**し、予防接種のスケジュール管理や各種セミナーの予約機能などを付加します。

■ 学校等の諸手続きのオンライン化

保育所、幼稚園、学校等での諸手続きや欠席連絡などを**オンラインで行う**ことができるようシステムを整備します。

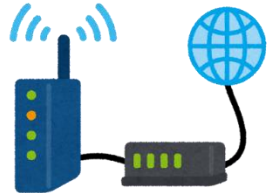
■ 児童ホームでの連絡アプリ導入 **R6実施**

児童ホームにおいて児童の**入退室管理**や**施設との連絡**などを行うシステムを導入します。



■ 児童ホーム等のWi-Fi整備 **R6実施**

児童ホーム、こどもクラブで児童がタブレット等を活用して、学習などができるよう**Wi-Fiを整備**します。





■ 産後ケア事業の拡充 **R6実施**

出産した女性の休息や子育て不安の解消のため、**日帰りや宿泊で休息できるサービス**を新設します。



■ 子育て家庭のショートステイ事業の拡充 **R6実施**

育児への不安や子育ての負担を軽減するため、**地域の里親を活用したショートステイ事業**を実施します。

■ こども家庭センター（仮称）の設置 **R6実施**

全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「**こども家庭センター**」（仮称）を設置します。

■ 24時間子育て相談窓口の開設

R8年度の本市独自の児童相談所の開設にあわせて、子育てについて**24時間電話相談可能な窓口**を設置します。





■ 学校環境の整備・充実

児童生徒が安心した学校生活を送ることができるよう**トイレの洋式化**等学校環境の整備を加速します。



■ スクールロイヤーの設置 R6実施

学校でのいじめなどの諸問題に迅速に対応できるよう弁護士を**スクールロイヤー**として配置します。



■ 不登校の児童生徒の支援施策の拡充

不登校の児童生徒のための「**学びの多様化学校**」を設置するとともに、全小中学校に**校内の居場所**を整備します。

■ スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置

学校における福祉的な課題に対応するため、**全市立中学校区に1名のスクールソーシャルワーカー**を配置します。



■ 図書館機能の充実

子どもや子育て世帯が利用しやすい図書館を目指し、**北図書館の再整備**や**市全域での図書館機能の充実**を行います。



■ 企業等による育児休業取得等の促進

入札等における育児休業取得推進企業の加点等、市内企業等による仕事と子育ての両立に向けた取組を促進します。

■ 駅周辺での子育て情報等の発信 **R6実施**

駅周辺におけるエリアブランディングにあわせて、子育てなどに関する情報の発信を行います。

■ 子育て情報発信サイトの作成 **R6実施**

市内の子育てに関する情報などを積極的に発信するための**WEBサイト**を作成します。



No	項 目	3つのサポート+1				実施時期	
		家計	ゆとり	安心	プラス1	R6	R7以降
1	保育料の引き下げ	●				●	
2	フリースクール等の利用者への補助	●				●	
3	子どもの医療費助成の18歳までの拡充	●					●
4	低所得世帯向け新生児聴覚検査の費用助成の実施	●				●	
5	低所得世帯向け初回産科受診料の費用助成の実施	●				●	
6	妊婦健診の費用助成の拡充	●					●
7	多子世帯向け負担軽減策の実施	●					●
8	保育所待機児童ゼロの実現		●			●	→
9	児童ホーム開所時間の延長		●			●	
10	児童ホーム待機児童ゼロの実現		●			●	→
11	児童ホーム等への昼食配送		●				●
12	育児休業中の児童ホーム利用条件の緩和		●				●
13	母子手帳アプリの機能拡充		●				●
14	児童ホームでの連絡アプリの導入		●			●	
15	保育所、幼稚園、学校の諸手続きのオンライン化		●				●

子ども・子育て 40のアクション②



No	項 目	3つのサポート+1				実施時期	
		家計	ゆとり	安心	プラス1	R6	R7以降
16	児童ホーム・こどもクラブのWi-Fi整備		●			●	
17	学校諸費と給食費の徴収システムの改善		●				●
18	産後ケア事業の拡充			●		●	
19	24時間子育て相談窓口の開設			●			●
20	スクールソーシャルワーカーの増員			●		●	→
21	子どもに関する各種データ連携による支援の強化			●		●	
22	児童相談所の開設			●			●
23	里親制度の普及・啓発、里親による支援の充実			●			●
24	母子保健と児童福祉を一体的に対応するセンターの設置			●		●	
25	困難な状況にある子どもの居場所支援の実施			●		●	
26	里親を活用した子育て家庭のショートステイ事業の実施			●		●	
27	学校環境の整備・充実（トイレの洋式化等）			●		●	→
28	学校ICT環境の整備			●			●
29	保育所における医療的ケア児の受入拡大			●		●	
30	スクールロイヤーの設置			●		●	



No	項 目	3つのサポート+1				実施時期	
		家計	ゆとり	安心	プラス1	R6	R7以降
31	不登校児童生徒の校内居場所の設置			●		● 	
32	「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置			●			●
33	日本語ボランティアの学校派遣の試行実施			●		●	
34	子育て情報発信サイトの作成				●	●	
35	図書館機能の充実（北図書館の再整備など）				●		●
36	屋内遊戯施設「Mooviviあまがさき」等におけるイベントの充実				●	● 	
37	都市公園の充実（インクルーシブ公園の整備など）				●		●
38	子育て世帯に向けた住宅確保の支援				●	●	
39	駅周辺での子育て情報等の発信				●	●	
40	企業等による育休取得等の促進				●		●

尼崎の現状

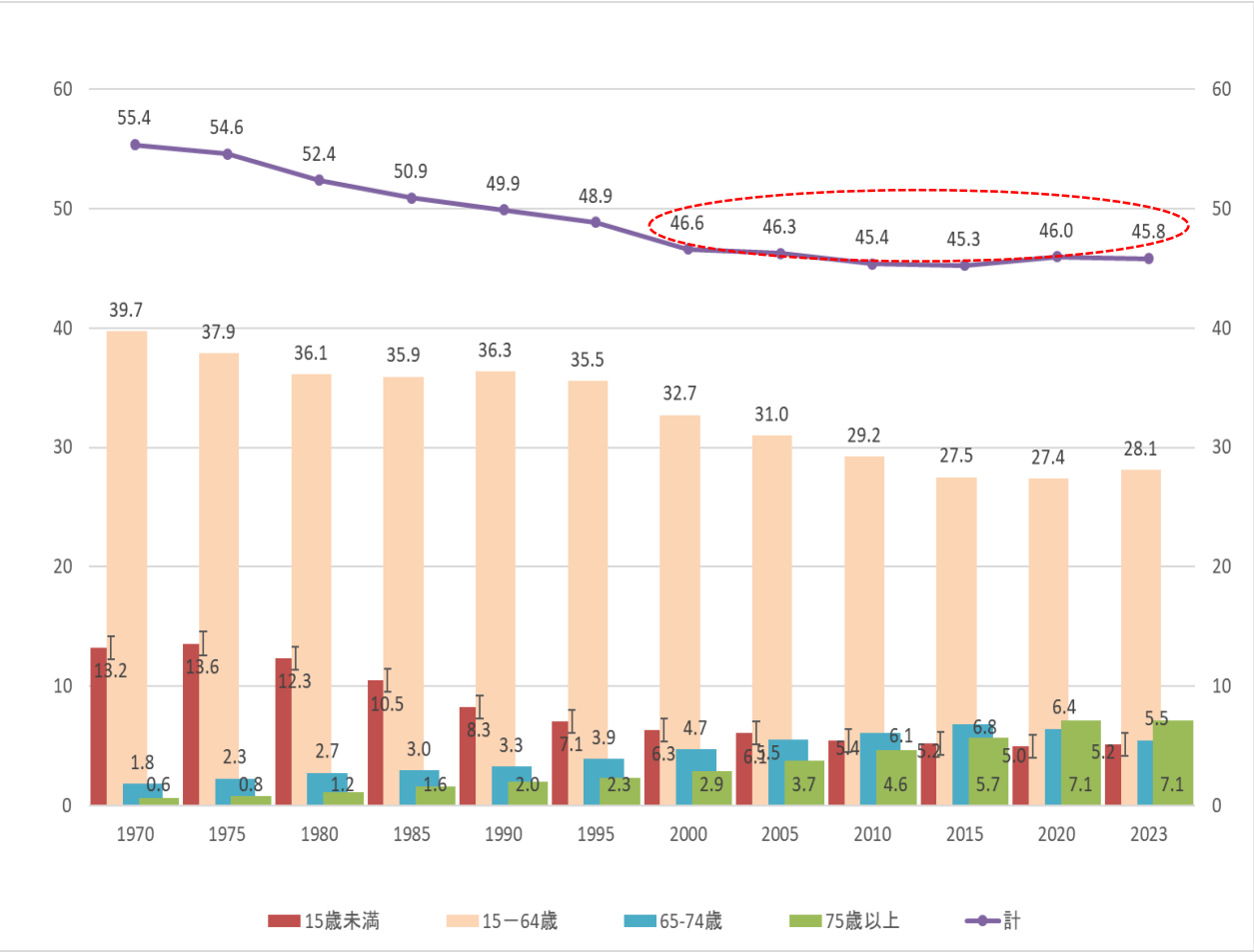
令和6年2月19日

第3回 尼崎市子ども・子育て審議会

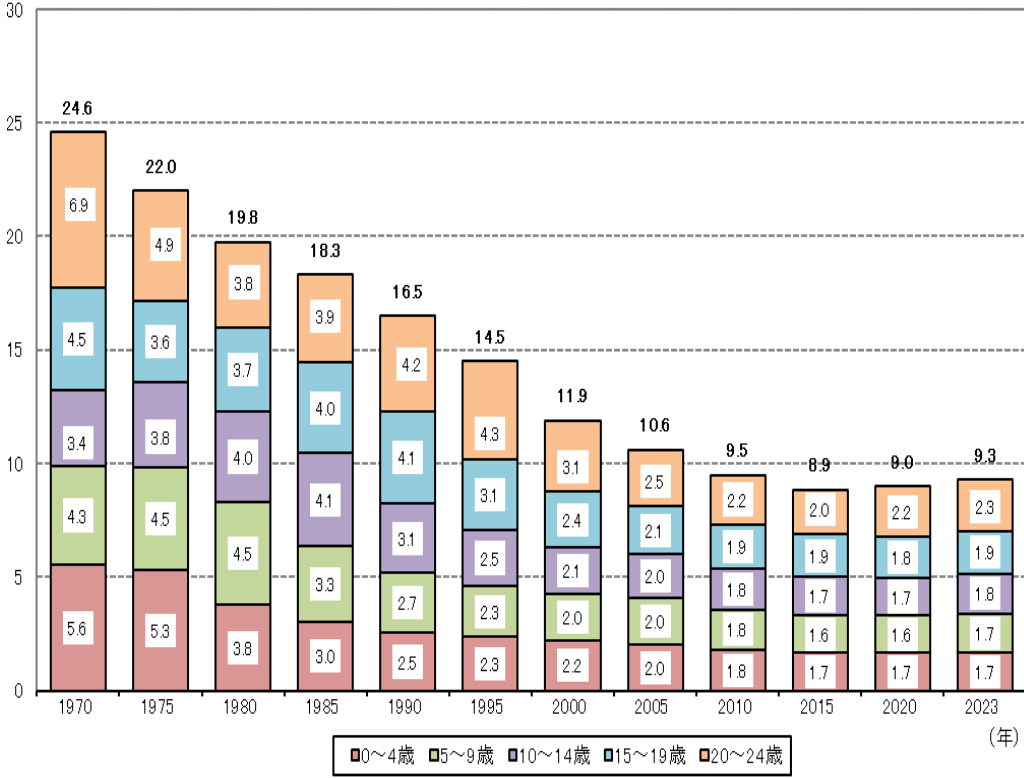
計画策定・推進部会 資料

1.人口の推移

①人口の推移：国政調査（単位：万人）



②0歳から24歳 人口の推移：国政調査（単位：万人）

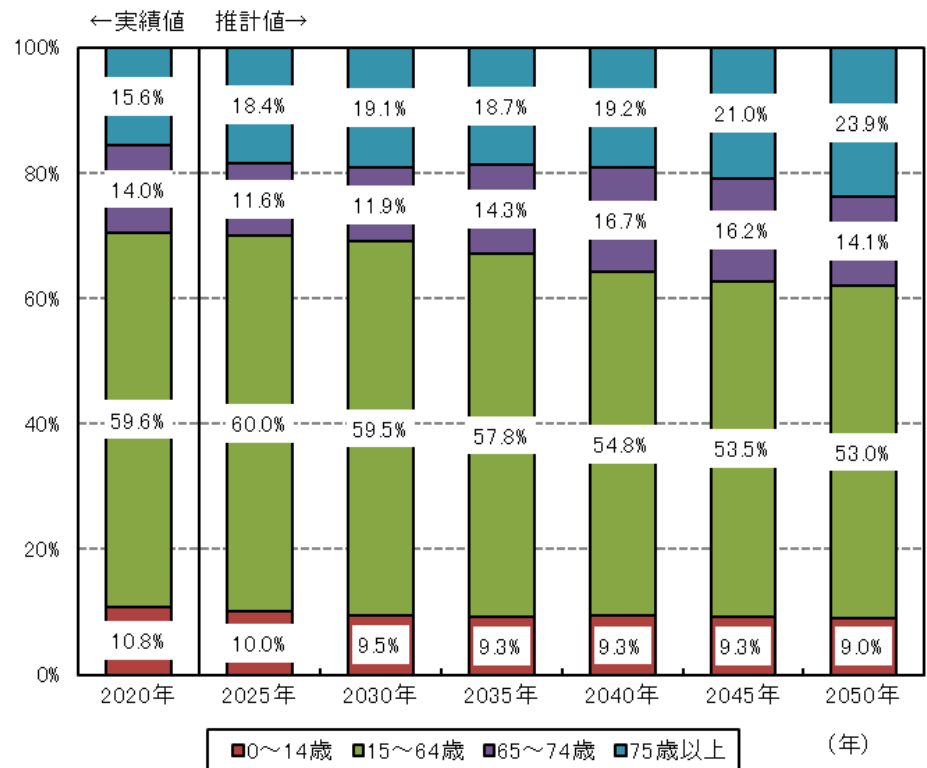
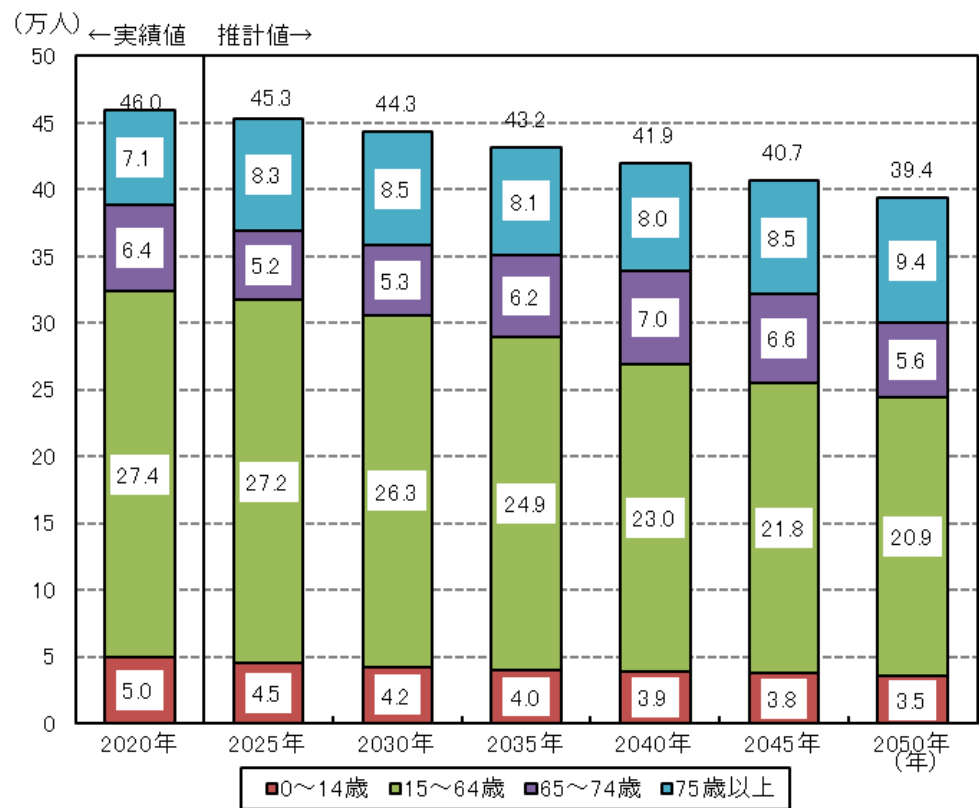


③5か年の地区別人口の推移（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	変化（H30-R4年度）	
						実数	増加率
全 市	462,934	463,236	461,988	459,261	458,313	▲ 4,621	▲ 1.0%
中央地区	52,941	52,847	52,752	52,346	52,116	▲ 825	▲ 1.6%
小田地区	75,767	75,378	74,787	74,207	74,408	▲ 1,359	▲ 1.8%
大庄地区	53,561	53,147	52,891	52,003	51,425	▲ 2,136	▲ 4.0%
立花地区	108,007	108,129	107,996	107,473	107,051	▲ 956	▲ 0.9%
武庫地区	76,360	76,501	76,218	75,766	75,397	▲ 963	▲ 1.3%
園田地区	96,298	97,234	97,344	97,466	97,916	1,618	1.7%

資料：尼崎市の人口（住民基本台帳人口）

2.将来推計人口（全人口）

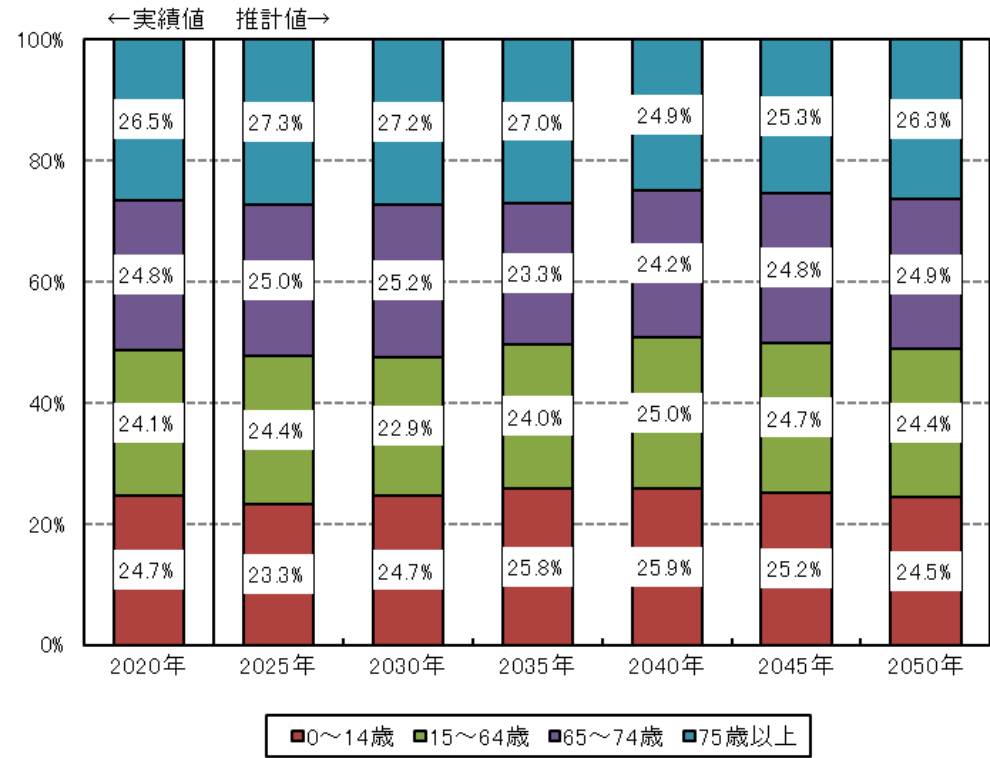
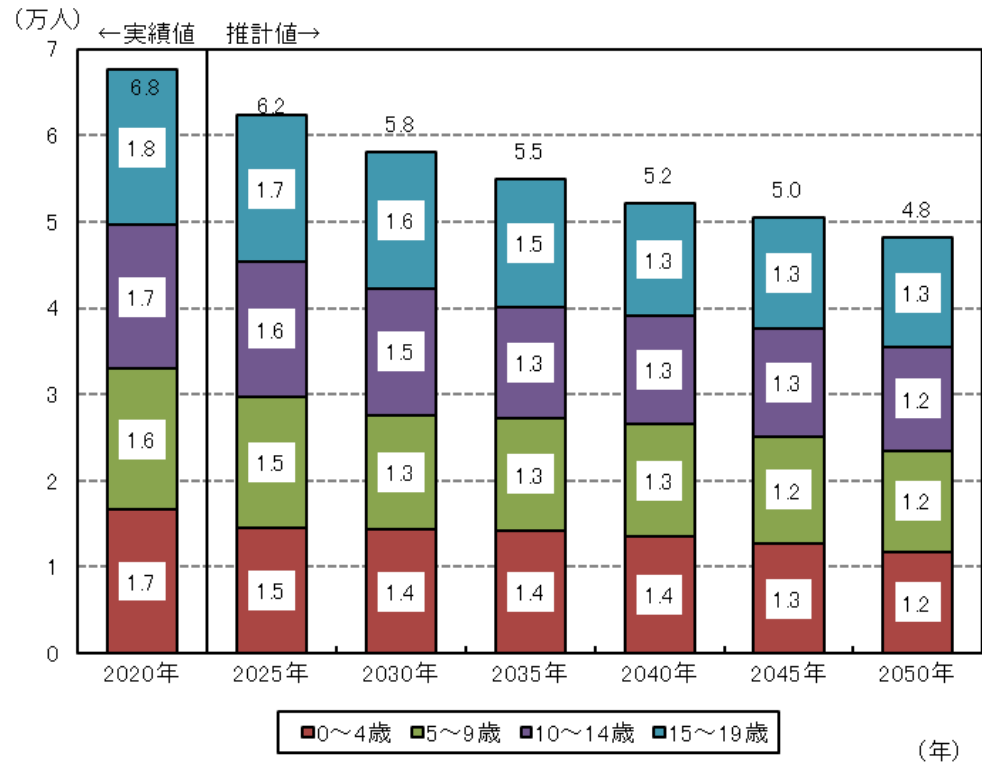


○国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口（令和5年推計）は、令和2（2020）年国勢調査をもとに、令和32年（2050）年までの5年ごと30年間について、男女5歳階級別に推計したもの。

○本市の人口は、2020年と比較すると、2030年では全体で約1.7万人減（△3.7%）である。15～64歳では、約1.1万人減（△4.0%）の減少に留まるものの、0～14歳では、約8千人減（△16%）となる。

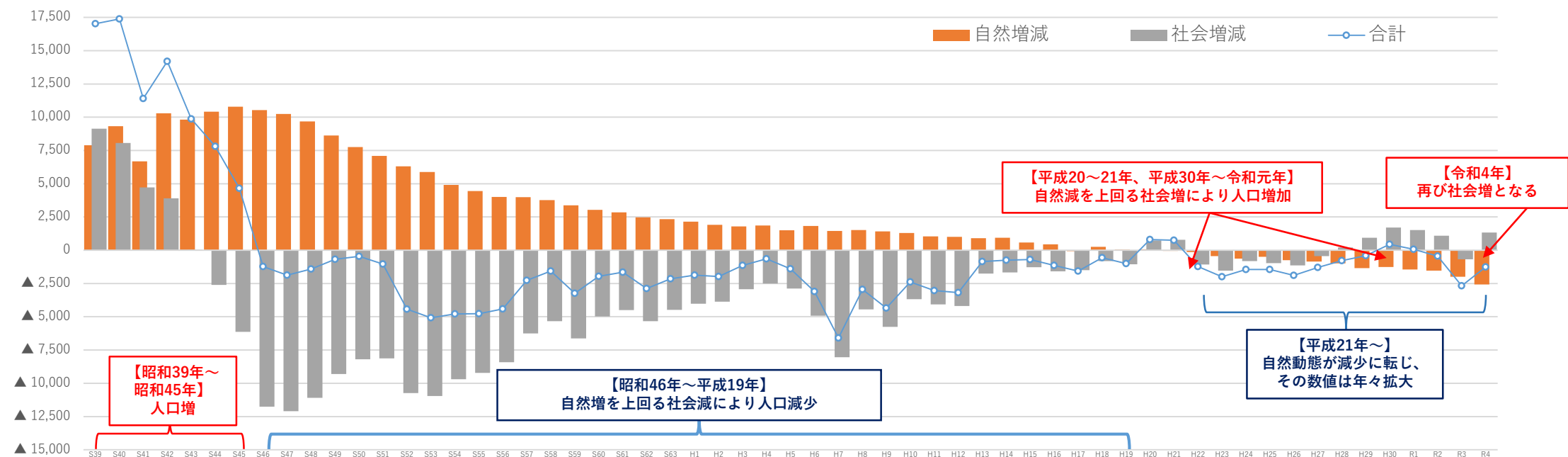
また、総人口に占める各年齢層の構成割合では、2020年と2023年では、大きな大幅な変化は見られない。

2-2.将来推計人口（0-19歳）



○国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口将来推計人口（令和5年推計）で、0-19歳の5歳階級別の推移をみると、令和2（2020）年と比べ2050年では、約2万人・△5.6%の減となっている。この推計の期間では、各年齢層の構成割合に大幅な変化はみられない。

3.人口動態



人口動態 (単位：人)					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 市	442	76	▲ 442	▲ 2,672	▲ 1,253
中央地区	▲ 87	▲ 58	▲ 46	▲ 167	▲ 458
小田地区	▲ 59	▲ 230	▲ 571	▲ 833	105
大庄地区	▲ 445	▲ 426	▲ 302	▲ 655	▲ 708
立花地区	▲ 135	▲ 30	29	▲ 546	▲ 385
武庫地区	62	▲ 93	▲ 51	▲ 409	▲ 473
園田地区	1,106	913	499	▲ 62	666

資料：尼崎市人口月報

自然動態 (単位：人)					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 市	▲ 1,258	▲ 1,441	▲ 1,537	▲ 1,993	▲ 2,578
中央地区	▲ 437	▲ 432	▲ 446	▲ 439	▲ 562
小田地区	▲ 350	▲ 370	▲ 374	▲ 466	▲ 585
大庄地区	▲ 405	▲ 387	▲ 399	▲ 485	▲ 495
立花地区	▲ 150	▲ 284	▲ 353	▲ 490	▲ 509
武庫地区	▲ 15	▲ 83	▲ 43	▲ 110	▲ 230
園田地区	99	115	78	▲ 3	▲ 197

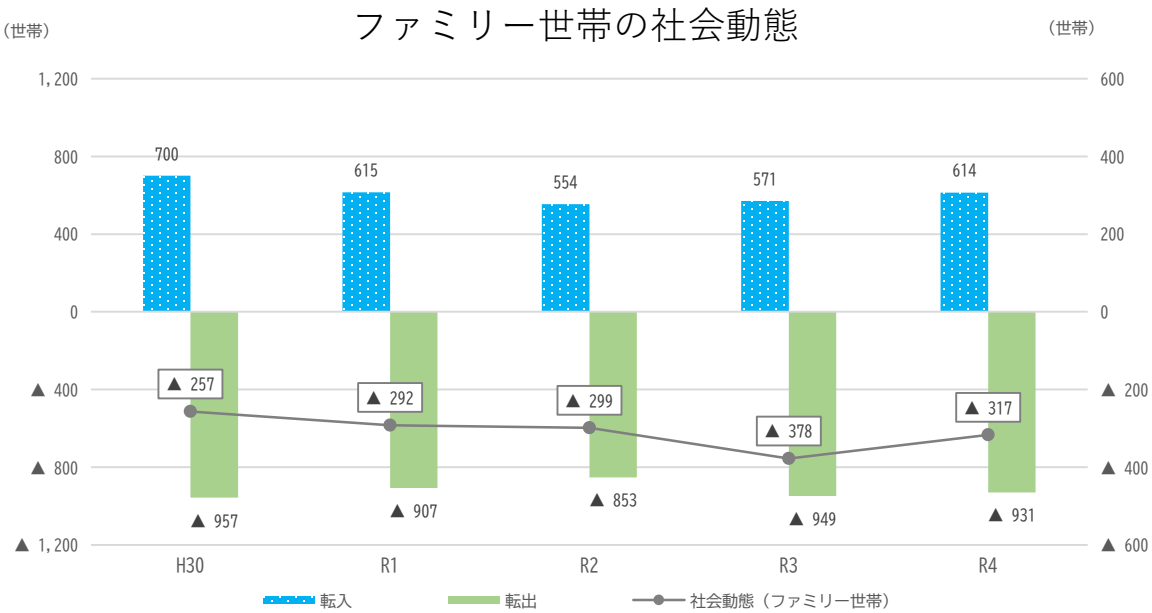
資料：尼崎市人口月報

社会動態 (単位：人)					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 市	1,700	1,517	1,095	▲ 679	1,325
中央地区	350	374	400	272	104
小田地区	291	140	▲ 197	▲ 367	690
大庄地区	▲ 40	▲ 39	97	▲ 170	▲ 213
立花地区	15	254	382	▲ 56	124
武庫地区	77	▲ 10	▲ 8	▲ 299	▲ 243
園田地区	1,007	798	421	▲ 59	863

資料：尼崎市人口月報

【速報】令和5年本市の人口動態は、自然動態では、出生が3,322人、死亡が5,936人で2,614人の減少となった。一方、社会動態は、転入が19,555人、転出が17,790人で1,765人の増加となった。社会動態の増加数は、社会動態が減少に転じた昭和44年以降で、最も高い数字となった。（R6年1月29日市長定例記者会見）

3-2.ファミリー世帯（5歳未満の子どもがいる世帯）の状況



ファミリー世帯の社会増減数（転入－転出） (単位：世帯)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	変化 (H30-R4)
合 計	▲ 257	▲ 292	▲ 299	▲ 378	▲ 317	▲ 60
神戸市	▲ 23	▲ 18	▲ 41	▲ 34	▲ 24	▲ 1
明石市	▲ 9	▲ 13	▲ 19	▲ 15	▲ 21	▲ 12
西宮市	6	▲ 39	▲ 45	▲ 30	▲ 49	▲ 55
伊丹市	▲ 76	▲ 62	▲ 71	▲ 78	▲ 76	0
宝塚市	▲ 34	▲ 45	▲ 43	▲ 26	▲ 15	19
大阪市	43	38	36	43	63	20
豊中市	5	▲ 8	▲ 9	▲ 11	▲ 4	▲ 9
東京圏	▲ 40	▲ 36	0	▲ 9	▲ 8	32
その他	▲ 129	▲ 109	▲ 107	▲ 218	▲ 183	▲ 54

資料：尼崎市都市政策課

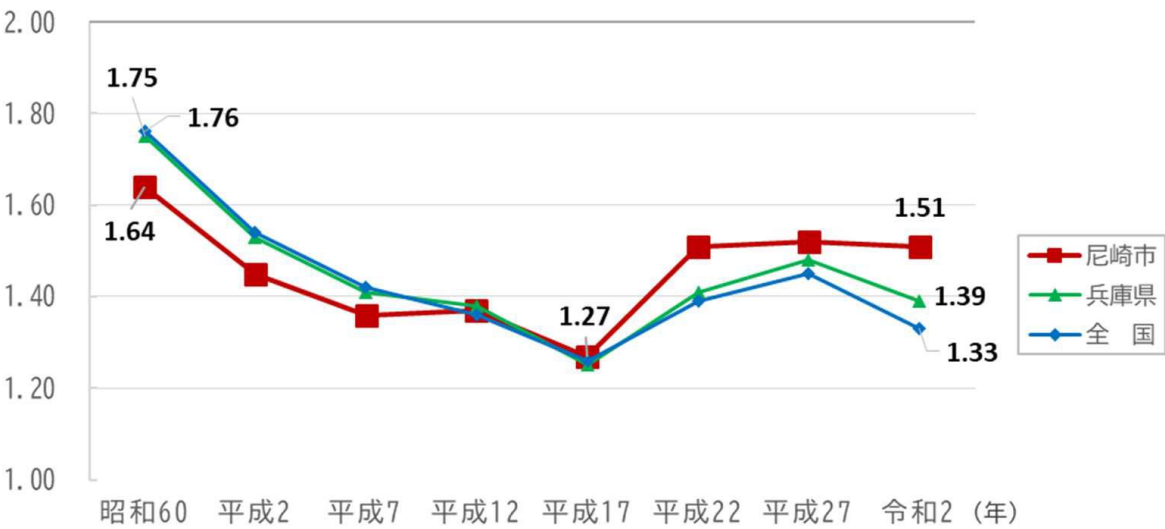
○ファミリー世帯については、平成30年から令和4年にかけて、表に記載しているほぼ全ての自治体で本市からの転出超過となっている。神戸市、明石市、伊丹市及び宝塚市へは毎年ファミリー世帯の転出超過が続いている。

○一方、大阪市からは毎年転入超過の状態にあり、その超過数は40世帯前後で推移していたが、令和4年では約60世帯と微増した。

【速報】本市の最重要課題であるファミリー世帯の社会動態は、令和5年では、転入が606世帯、転出が786世帯で、180世帯の転出超過となり、前年の317世帯から大幅に改善（43.2%の減）した。（R6年1月29日市長定例記者会見）

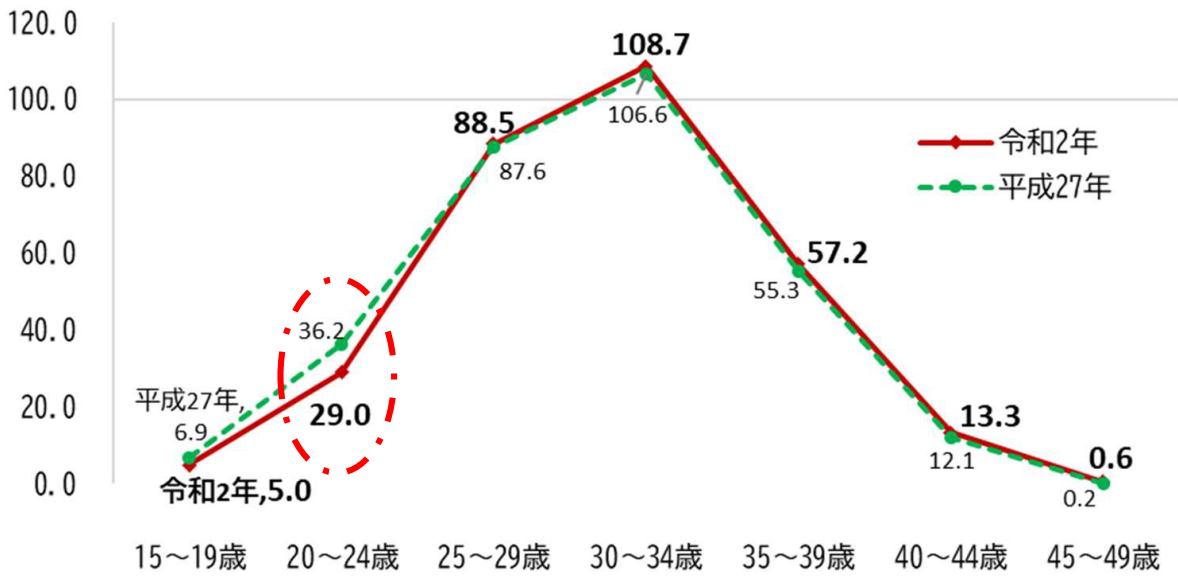
4.合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移



資料：兵庫県（国勢調査及び人口動態統計調査）

女性の年齢階級別出生率



資料：国勢調査及び人口動態統計調査・尼崎市の人口（住民基本台帳人口）

○本市の合計特殊出生率は、全国、兵庫県と比較すると高い水準にある。なお、人口が均衡した状態となる合計特殊出生率は2.07である。

○女性の年齢階級別出生率では、平成27年と比較すると20～24歳の出生率が低下する一方、25歳以上の出生率は、全ての年齢階級で高くなっている。

5.ひとり親世帯の状況（R2年度国勢調査）

	大阪市	豊中市	吹田市	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市
母子世帯(総数)	15,442	1,927	1,638	7,909	2,204	2,118	430	877
子供が1人	9,259	1,146	917	4,517	1,241	1,224	259	488
子供が2人	4,700	623	582	2,636	720	692	141	304
子供が3人以上	1,483	158	139	756	243	202	30	85
(再掲)6歳未満の 子供がいる世帯	2,817	288	252	1,241	392	306	56	129
総世帯数に対する比率	1.05%	1.09%	0.91%	1.08%	1.00%	0.98%	1.01%	1.06%

	大阪市	豊中市	吹田市	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市
父子世帯(総数)	3,100	391	428	1,954	599	560	106	222
子供が1人	1,614	180	212	932	294	288	50	112
子供が2人	1,047	153	150	780	216	189	48	81
子供が3人以上	439	58	66	242	89	83	8	29
(再掲)6歳未満の 子供がいる世帯	243	5	29	148	63	63	4	11
総世帯数に対する比率	0.21%	0.22%	0.24%	0.27%	0.27%	0.26%	0.25%	0.27%

○尼崎市のひとり親世帯は、母子世帯は、2,204世帯(1.00%)・父子世帯は599世帯(0.27%)である。(合計：2,803世帯 1.27%)

○近隣市と比較する大阪市、神戸市に続き、3番目に多い世帯数であるが、総世帯数に占める割合で比較すると、平均的な値（平均値は1.27%）である。

6.保育所等の施設数及び利用状況

①保育所・幼稚園・認定こども園等施設数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所	77	77	79	80	82
公立	20	19	18	17	16
法人	57	58	61	63	66
幼稚園	21	21	20	20	19
市立	9	9	9	9	9
私立	12	12	11	11	10
認定こども園	17	19	20	21	22
幼保連携型	8	10	12	13	13
幼稚園型	8	8	7	7	8
保育所型	1	1	1	1	1
小規模保育事業所	33	38	43	46	45

※数値は4月時点

○令和元年度と比較すると保育所、認定こども園の施設数はそれぞれ5施設の増、小規模保育事業所では、12施設の増となっている。一方で幼稚園は2施設の減となっている。

○保育所等の利用児童数は、令和元年度と比較すると、936人(11.3%)の増となっている。一方、待機児童数では、100人（67.6％）の減となっている。

②保育所等（2・3号認定児）利用・待機児童

利用児童数	(各年度4月1日時点)				
	R1	R2	R3	R4	R5
保育所・園	6,361	6,224	6,328	6,466	6,686
認定こども園	1,172	1,406	1,496	1,589	1,619
小規模保育事業	498	552	649	660	661
事業所内保育	2	1	1	1	3
合計	8,033	8,183	8,474	8,716	8,969

待機児童数	(各年度4月1日時点)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	148	236	118	76	48

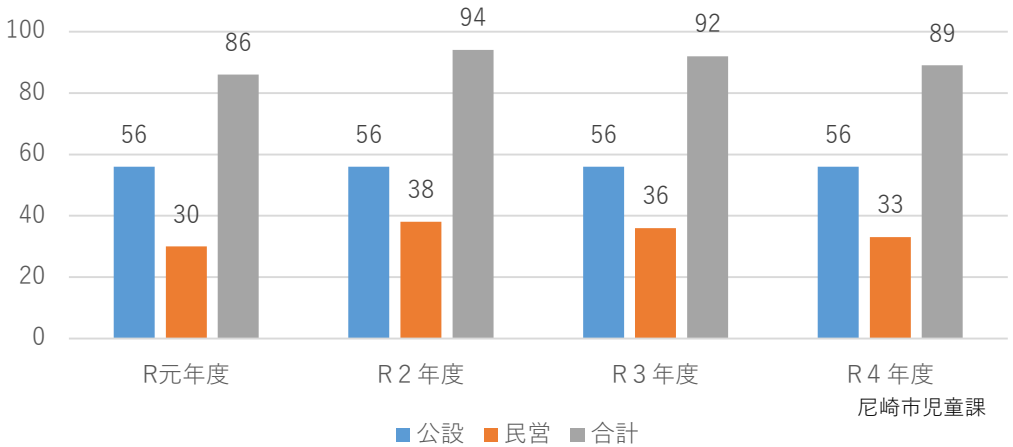
7.幼稚園・児童ホームの状況

(各年5月1日)

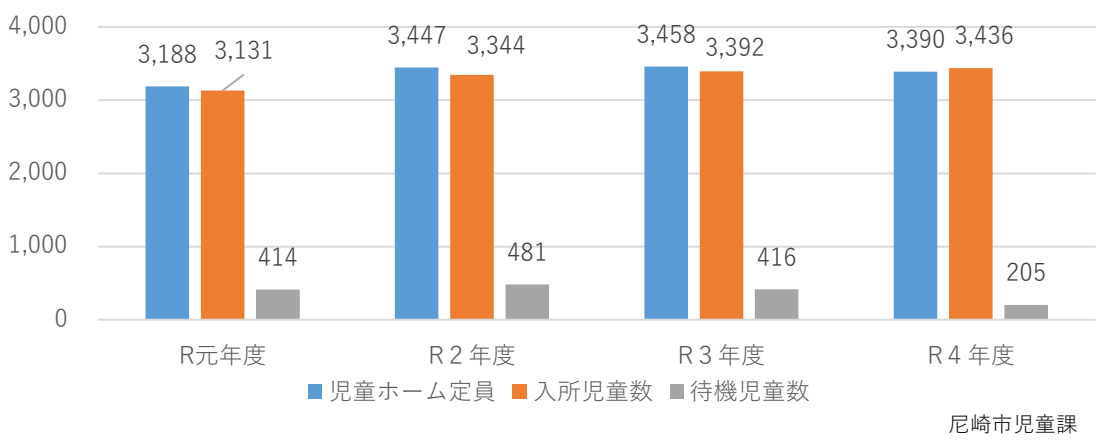
学 校 種	令和 元 年				令和 2 年				令和 3 年				令和 4 年			
	学校数	学級数	児 童・ 生 徒・ 学生数	教員数 (本務者)	学校数	学級数	児 童・ 生 徒・ 学生数	教員数 (本務者)	学校数	学級数	児 童・ 生 徒・ 学生数	教員数 (本務者)	学校数	学級数	児 童・ 生 徒・ 学生数	教員数 (本務者)
幼保連携型 認定こども園	8	51	1,584	213	10	58	1,767	249	12	72	2,098	292	13	72	2,098	303
公立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私立	8	51	1,584	213	10	58	1,767	249	12	72	2,098	292	13	72	2,098	303
幼稚園	31	217	5,251	436	31	213	4,990	442	30	200	4,585	402	27	196	4,331	417
公立	9	32	594	66	9	29	518	62	9	29	470	62	9	28	420	60
私立	22	185	4,657	370	22	184	4,472	380	21	171	4,115	340	18	168	3,911	357

(尼崎市統計書：学校の状況)

児童ホーム施設数推移表



児童ホーム定員等推移表



9. 「いくしあ」の状況

①総合相談件数（新規・継続）

	新規							継続						
	養護	保健	障害	非行	育成	(サロン)	合計	養護	保健	障害	非行	育成	(サロン)	合計
R2年度	103	15	142	4	1,110	152	1,526	190	21	304	15	2,178	540	3,248
R3年度	57	5	143	9	1,165	224	1,603	150	3	266	19	2,232	848	3,518
R4年度	29	5	160	5	1,090	278	1,567	101	11	292	17	2,588	1,497	4,506

②家庭児童相談における相談種別内訳（新規対応件数）

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	合計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
R2	2,398	146	16	2	0	50	0	9	83	14	12	894	143	62	155	135	4,119
R3	2,583	100	7	0	1	42	1	10	68	11	7	889	150	60	141	110	4,180
R4	2,380	103	8	1	0	45	0	10	105	12	16	823	168	52	153	87	3,963

9-2. 「いくしあ」の状況

①発達相談診察件数

R2年度		R3年度		R4年度	
初診	継続	初診	継続	初診	継続
243	42	176	252	165	208

②専門職相談件数

	R2年度			
	心理相談	OT相談	ST相談	合計
就学前	47	46	54	147
小1-3	42	33	18	93
小4-6	12	5	1	18
中1-3	12	4	1	17
高1-3	0	0	0	0
合計	113	88	74	275

	R3年度					
	心理相談	OT相談	集団OT	ST相談	保健師相談	合計
就学前	73	56	35	161	15	340
小1-3	64	72	14	26	6	182
小4-6	25	23	0	7	6	61
中1-3	20	0	0	1	1	22
高1-3	0	0	0	0	0	0
合計	182	151	49	195	28	605

	R4年度					
	心理相談	OT相談	集団OT	ST相談	保健師相談	合計
就学前	40	50	43	146	8	287
小1-3	40	59	21	43	14	177
小4-6	22	16	0	1	12	51
中1-3	4	2	0	0	5	11
高1-3	1	0	0	0	1	2
合計	107	127	64	190	40	528

心理相談：心理士による相談、OT相談：作業療法士による相談、ST相談：言語聴覚士による相談
集団相談：数人の対象児童（年中～小2くらいまで）を集め、体を動かす場面を作りながら作業療法士が相談にのり、助言をする。
保健士相談：保健士による相談

9-3. 「いくしあ」の状況

【要保護児童対策協議会 要保護児童の状況】

①相談種別（人数）

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	合計
R2年度	2,826	22	0	2	3	9	90	2,952
R3年度	3,212	23	0	1	2	13	50	3,301
R4年度	3,604	24	0	3	5	14	88	3,738

②虐待種別（人数）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
R2年度	388	1,977	452	9	2,826
R3年度	383	2,237	588	4	3,212
R4年度	492	2,341	766	5	3,604

③被虐待児年齢（人数）

	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生等	合計
R2年度	464	725	914	464	259	2,826
R3年度	536	775	1,060	540	301	3,212
R4年度	740	652	1,237	636	339	3,604

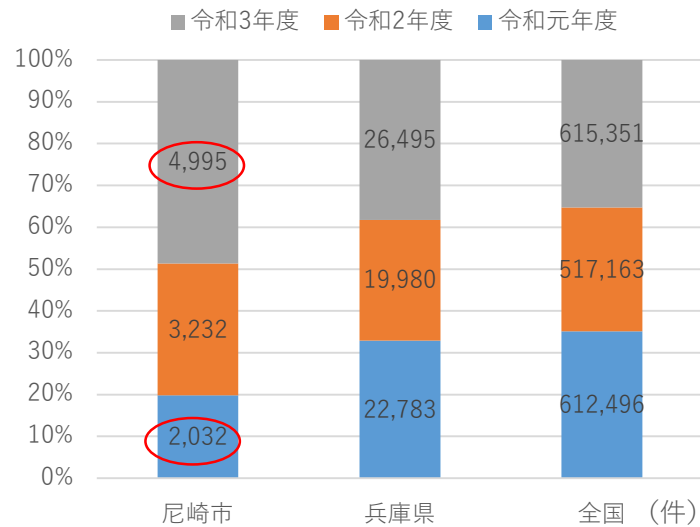
○要保護児童の相談件数は、R2年度と比較すると786人(26.6%)の増となっている。

○虐待種別では、ネグレクトが最も多く全体の65%を占めている。

○被虐待児年齢別では、3歳から就学前の年齢階層を除き、全ての年齢階層で増加している。特に3歳未満の増加率が、59.5%と最も高い。

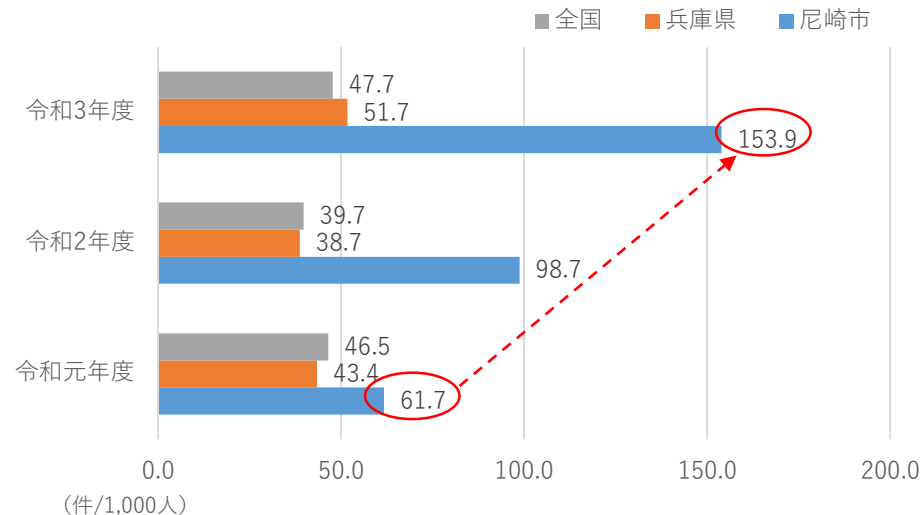
10.いじめ・不登校の状況

①いじめの認知件数（総件数）



尼崎市立学校いじめの認知状況について（令和3年度）

②いじめの認知件数（1,000人あたり）



尼崎市立学校いじめの認知状況について（令和3年度）

③不登校の状況

小学校	計（人）	出現率
R2	275	1.31
R3	351	1.71
R4	523	2.58

中学校	計（人）	出現率
R2	532	5.62
R3	676	7.02
R4	829	8.62

尼崎市 こども教育支援課

○尼崎市の令和3年度のいじめの認知件数は、兵庫県、全国が微増であるのに対し、令和元年度と比較すると2,963件(246%)の増となっている。

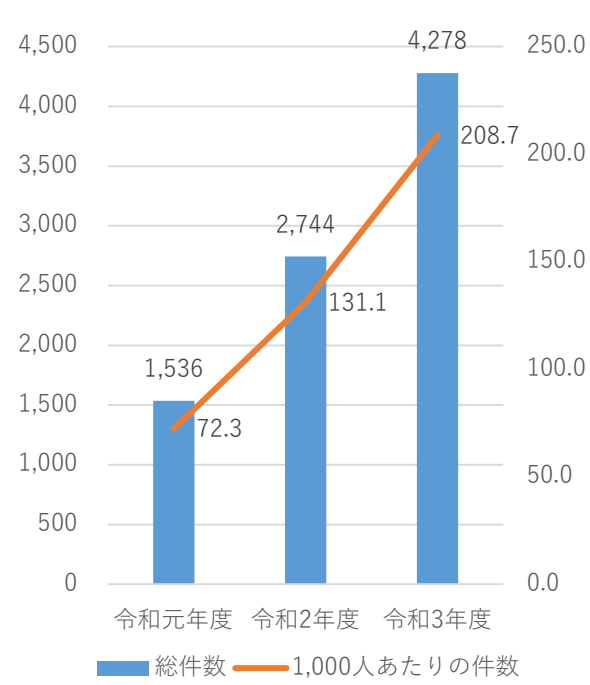
○また、1000人当たりの認知件数でも153.9件と兵庫県・全国と比較すると約3倍の件数である。

○R4年度の不登校の状況をR2年度と比較すると、小学校では248人(190%)の増、中学校では297人(156%)の増とともに大幅に増加している。

⇒文科省「R4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると全国の不登校児童生徒の割合は、小学校で1.7%・中学校で6.0%である。

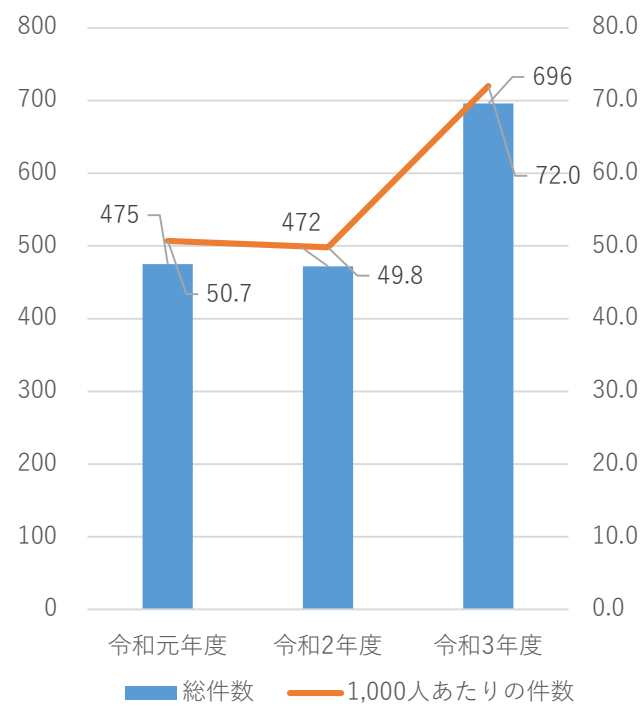
10-2.市立小・中・高 いじめの認知件数

①いじめの認知件数（尼崎市立小学校）



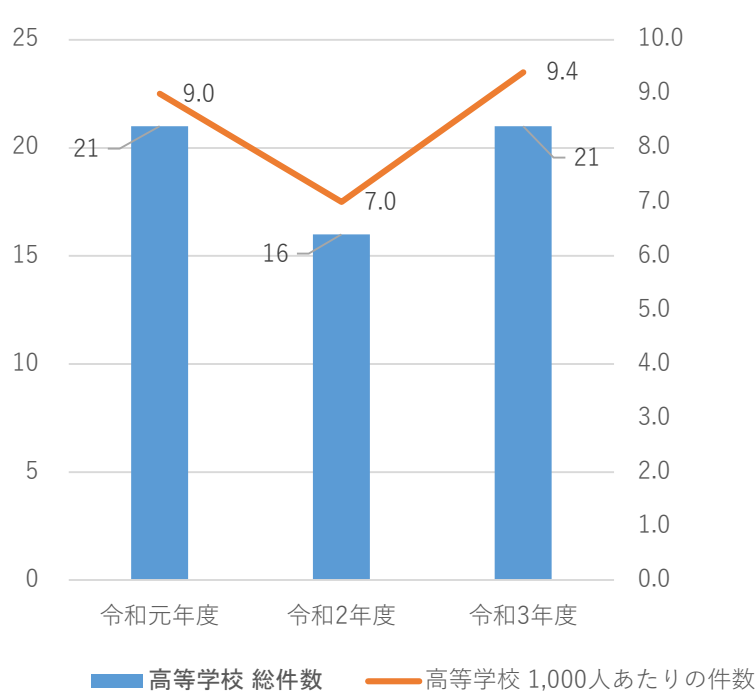
尼崎市立学校いじめの認知状況について（令和3年度）

②いじめの認知件数（尼崎市立中学校）



尼崎市立学校いじめの認知状況について（令和3年度）

③いじめの認知件数（尼崎市立高等学校）



尼崎市立学校いじめの認知状況について（令和3年度）

11.就学援助認定・生活保護の状況

①要保護・準要保護児童生徒就学援助認定者数

区 分		R元年度決算		R2年度決算		R3年度決算		R4年度決算		R 5 年度予算	
		認定者数	認定割合	認定者数	認定割合	認定者数	認定割合	認定者数	認定割合	認定者数	認定割合
小学校	要保護	640	3.0%	578	2.7%	509	2.5%	490	2.4%	576	2.9%
	準要保護	3,549	16.7%	3,526	16.7%	3,319	16.2%	3,217	15.8%	3,467	17.7%
	小計	4,189	19.7%	4,104	19.5%	3,828	18.7%	3,707	18.3%	4,043	20.7%
中学校	要保護	397	4.2%	395	4.2%	394	4.1%	364	3.8%	395	4.2%
	準要保護	1,868	19.9%	1,897	20.3%	1,906	19.8%	1,880	19.5%	1,890	20.2%
	小計	2,265	24.2%	2,292	24.5%	2,300	23.9%	2,244	23.3%	2,285	24.4%
合 計	要保護	1,037	3.4%	973	3.2%	903	3.0%	854	2.9%	971	3.4%
	準要保護	5,417	17.7%	5,423	17.8%	5,225	17.3%	5,097	17.0%	5,357	18.5%
	小計	6,454	21.1%	6,396	21.0%	6,128	20.3%	5,951	19.9%	6,328	21.9%
児童数		21,235		21,065		20,494		20,297		19,554	
生徒数		9,370		9,360		9,632		9,624		9,356	
児童・生徒数合計		30,605		30,425		30,126		29,921		28,910	

要保護：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
準要保護：市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

②18歳未満の生活保護受給者の状況

	人数	世帯数
R元年	2,023	1,160
R 2 年	1,983	1,129
R 3 年	1,869	1,060
R 4 年	1,775	1,005
R 5 年	1,679	958

③生活保護受給世帯における進学状況

	高校進学率	高校進学人数	大学進学率 (大学・短大)	大学進学人数
R元年	93.7%	134	22.7%	25
R 2 年	96.4%	135	22.8%	23
R 3 年	92.6%	138	29%	36
R 4 年	95.5%	127	32%	31
R 5 年	91%	131	27.8%	32

12. ユース交流センターの利用状況及び尼崎市内の“居場所”

①施設の利用者数

		令和2年度 利用者数	令和3年度 利用者数	令和4年度 利用者数	3カ年平均
あまぽーと	オープンラウンジ	9,559人	11,996人	13,537人	11,996人
アマブラリ	学習室	9,511人	12,187人	15,113人	12,187人
	図書コーナー・フリースペース	2,688人	3,158人	5,425人	3,158人
合計		21,758人	27,341人	34,075人	27,341人

③子ども食堂・子どもの居場所の数（R6年2月現在）

	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
①子ども食堂	6	7	8	7	7	8	43
②子どもの居場所	4	3	2	4	10	8	31
合計	10	10	10	11	17	16	

※市民団体等の実施分（ユース交流センターや地域総合センターの事業を除く。）

②貸室の利用者数

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		3カ年平均	
		利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率
あまぽーと	ホール	9,223人	46.46%	10,688人	58.34%	14,098人	60.34%	11,336人	55.05%
	音楽スタジオ1	712人	43.97%	701人	37.64%	1,143人	49.31%	852人	43.64%
	音楽スタジオ2	670人	41.75%	675人	34.59%	1,405人	58.39%	917人	44.91%
アマブラリ	多目的室（西）	3,123人	30.89%	3,780人	47.87%	5,097人	51.15%	4,000人	43.30%
	多目的室（東）	2,983人	31.57%	3,634人	47.99%	5,129人	54.02%	3,915人	44.53%
	活動支援室1	2,699人	41.60%	3,652人	45.68%	4,968人	50.23%	3,773人	45.84%
	活動支援室2	2,345人	35.23%	3,742人	47.02%	4,210人	43.56%	3,432人	41.94%
合計		21,755人	38.78%	26,872人	45.59%	36,050人	52.43%	28,226人	45.60%

13.子どものための権利擁護委員会の状況

① 相談件数

相談対象者	令和3年度 (R3. 7. 1～)	令和4年度	令和5年度 (12月末時点)
就学前	2	1	3
小学校	17	20	20
中学校	12	8	12
高等学校	8	4	6
社会人	1	0	0
合計	40	33	41

② 相談内容

相談内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校・保育施設等の指導上・対応上の問題、不満	12	2	7
交友関係の悩み	5	3	8
教職員の暴言・威嚇	3	0	4
教職員の指導上・対応上の問題	3	6	1
行政機関の指導上・対応上の問題、不満	3	0	1
いじめ	2	6	8
家族関係の悩み	2	1	2
家庭内虐待	2	0	2
子育ての悩み	1	0	0
学校以外の指導者の体罰・暴力	1	3	0
教職員の体罰・暴力	1	1	0
その他（不登校、心身の悩み、福祉的処遇 子ども同志の暴力、セクハラ、校則等）	5	11	8
合計	40	33	41

ニーズ調査の概要（変更点）等について

1. 計画策定までの流れ

第3期事業計画の策定に係るニーズ調査については、設問設計等の根拠となる国の「作業の手引き」が現時点（1月末）で示されていないことから、当初想定していたスケジュール通りの実施が不可能と判断したため、下記のとおり見直す。

変更前

ニーズ調査

令和5年11月～12月頃予定

「量の見込み」の検討
「提供区域」の検証・設定

「確保方策」の検討

変更後

調査項目検討

～令和6年3月頃

ニーズ調査

令和6年4月～5月頃予定

「量の見込み」の検討
「提供区域」の検証・設定

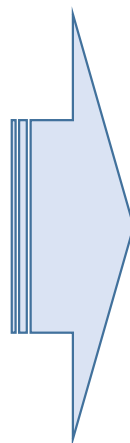
「確保方策」の検討

事業計画(中間答申)

(令和6年12月頃を目途)

2. ニーズ調査の概要

調査対象者・時期・方法	変更前
	令和5年11月～12月
就学前の子どもがいる保護者	3,000人
	1,200人(40.0%)
小学生の子どもがいる保護者	3,000人
	1,200人(40.0%)
調査方法	WEBアンケート
調査主体	委託業者



調査対象者・時期・方法	変更後
	令和6年4月～5月
就学前の子どもがいる保護者	3,000人
	1,200人(40.0%)
小学生の子どもがいる保護者	3,000人
	1,200人(40.0%)
調査方法	WEBアンケート
調査主体	委託業者

3. 他市の状況（令和5年12月現在）

	実施時期	回答手法	実施主体	備考
姫路市	令和5年12月下旬 ～令和6年1月下旬	併用 (記入式+WEB)	委託	「こども計画」として子ども・若者育成支援や少子化対策、次世代育成と一体的に策定 「作業の手引き」の発出は待たず、前回の調査票を踏襲
明石市	令和6年1月下旬 ～3月頃	WEB回答 (案内文のみ郵送)	直営	「作業の手引き」が示されてから内容を反映の後に実施予定 次期がズれる場合は、経費を繰越明許
西宮市	令和5年12月頃 ※ 延期の可能性あり	併用 (記入式+WEB)	委託	「作業の手引き」の発出が遅れた場合は、調査時期を延期する可能性あり
芦屋市	令和5年11月下旬 ～12月中旬	WEB回答 (案内文のみ郵送)	委託	調査項目については8・9・10月に子育て会議で意見聴取を行っている 「作業の手引き」が示されない場合は時期を遅らせるが、年度内には実施する
伊丹市	令和5年11月頃	記入式 就学前:郵送 小学生:学校配付	委託	
宝塚市	令和5年11月 ～12月頃	併用 (記入式+WEB)	委託	
川西市	令和5年11月	併用 (記入式+WEB)	委託	10月に審議会で意見聴取を行っている 「作業の手引き」の内容により調査項目に変更が生じる場合は時期を遅らせる
三田市	令和6年1月 ～2月頃	併用 (記入式+WEB)	委託	尼崎市と全く同じ状況
丹波篠山市	令和5年11月 ～12月頃	併用 (記入式+WEB)	委託	業者選定に苦慮しており、まだ決定していない(尼崎市と同様)

4. 今後の予定等

(1) 審議会での調査審議

国から示される「作業の手引き」(1月末時点では示されていない)などを基に、調査票の案を作成し、子ども・子育て審議会(及び部会)において、調査項目などの調査審議を行う。
(R6.3月頃まで)

部会

第4回・・・R6.2.19

全体会

第3回・・・R6.3.22

(2) 調査結果報告書の作成

調査結果については審議会へ報告(R6.7月以降)するとともに、委員からの意見も踏まえた分析を行い、報告書にまとめる。

基本情報

問 1

お住まいの地区はどれですか

- (1) 中央地区
- (2) 小田地区
- (3) 大庄地区
- (4) 立花地区
- (5) 武庫地区
- (6) 園田地区

(7) わからない（町丁目を記入： ）

問 2

お子さんの生年月をお答えください

平成・令和 年 月

問 3

家族の人数とお子さんを含めたきょうだいの人数をお書きください

家族の人数 人

きょうだい数 人

問 4

あなたは、お子さんからみて、どなたですか

- (1) 父親
- (2) 母親
- (3) その他

問 5

あなたの配偶者（パートナー）について、お答えください

- (1) 配偶者（パートナー）がいる
- (2) 配偶者（パートナー）はいない

問 6

お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのは、そのお子さんからみて、どなたですか

- (1) 父母ともに
- (2) 主に母親
- (3) 主に父親
- (4) 主に祖父母
- (5) その他

問 7

尼崎市にお住まいになって、通算して何年になりますか

- (1) 1 年未満
- (2) 1 年以上 3 年未満
- (3) 3 年以上 5 年未満
- (4) 5 年以上 10 年未満
- (5) 10 年以上 15 年未満
- (6) 15 年以上 20 年未満
- (7) 20 年以上

就労状況

問 8 - 1

お子さんの母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について、お答えください

- (1) フルタイムで就労中
- (2) フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (3) パート・アルバイト等で就労中
- (4) パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない
- (6) これまで就労したことがない

問 8 - 1 - 1

就労されている方（問 8 - 1 で(1)～(4)を選択した方）にうかがいます

就労状況（1 週あたりの就労日数、土日の就労の有無、1 日あたりの就労時間、家を出る時刻と帰宅時刻）について、お答えください

※就労状況が一定でない場合は最も多いパターン、産休・育休中等の方は休業する前の状況をお答えください

1 週あたりの就労日数 日

土日の就労の有無

- 土曜
- 日曜
- 無し

1 日あたりの就労時間 時間

家を出る時刻 時 分

帰宅時刻 時 分

問 8-1-2

フルタイム以外で就労されている方 (問 8-1 で(3) または(4)を選択した方) にうかがいます

フルタイムへの転換希望について、お答えください

- (1) フルタイムへの転換希望があり、今後実現する見込み
- (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現する見込みはない
- (3) フルタイム以外での就労を続けることを希望
- (4) 就労をやめて、子育てや家事に専念したい

問 8-1-3

就労していない方 (問 8-1 で(5)または(6)を選択した方) にうかがいます

就労希望について、お答えください

- (1) 就労の予定はない
- (2) 1 年より先に就労したい
(一番下の子どもが 歳頃)
- (3) すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

問 8-1-4

就労していない方 (問 8-1-3 で(2)または(3)を選択した方) にうかがいます

希望する就労形態について、お答えください

- (1) フルタイム (1 週 5 日程度、1 日 8 時間程度)
- (2) パート・アルバイト等
(1 週あたり 日、1 日あたり 時間)

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
☐ 日曜
☐ 無し

問 8-2

お子さんの父親の現在の就労状況 (自営業、家族従事者含む) について、お答えください

- (1) フルタイムで就労中
- (2) フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (3) パート・アルバイト等で就労中
- (4) パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない
- (6) これまで就労したことがない

問 8-2-1

就労されている方 (問 8-2 で(1)~(4)を選択した方) にうかがいます

就労状況 (1 週あたりの就労日数、土日の就労の有無、1 日あたりの就労時間、家を出る時刻と帰宅時刻) について、お答えください

※就労状況が一定でない場合は最も多いパターン、産休・育休中等の方は休業する前の状況をお答えください

1 週あたりの就労日数 日

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
☐ 日曜
☐ 無し

1 日あたりの就労時間 時間

家を出る時刻 時 分

帰宅時刻 時 分

問 8-2-2

フルタイム以外で就労されている方 (問 8-2 で(3) または(4)を選択した方) にうかがいます

フルタイムへの転換希望について、お答えください

- (1) フルタイムへの転換希望があり、今後実現する見込み
- (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現する見込みはない
- (3) フルタイム以外での就労を続けることを希望
- (4) 就労をやめて、子育てや家事に専念したい

問 8-2-3

就労していない方 (問 8-2 で(5)または(6)を選択した方) にうかがいます

就労希望について、お答えください

- (1) 就労の予定はない
- (2) 1 年より先に就労したい
(一番下の子どもが 歳頃)
- (3) すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

問 8 - 2 - 4

就労していない方 (問 8 - 2 - 3 で(2)または(3)を選択した方) にうかがいます

希望する就労形態について、お答えください

- (1) フルタイム (1 週 5 日程度、1 日 8 時間程度)
- (2) パート・アルバイト等

(1 週あたり 日、1 日あたり 時間)

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
- ☐ 日曜
- ☐ 無し

育休取得状況

問 9 - 1

母親の育児休業の取得状況について、お答えください

- (1) 働いていなかった
- (2) 取得した (取得中である)
- (3) 取得していない

問 9 - 1 - 1

育児休業を取得した方 (問 9 - 1 で(2)を選択した方) にうかがいます

育児休業の取得期間はお子さんが何歳何か月まででしたか。(取得中の場合は現在の取得予定期間) また、希望取得期間は何歳何か月まででしたか

実際の取得期間 歳 か月

希望取得期間 歳 か月

問 9 - 1 - 2

職場復帰の時期が希望より早かった方 (問 9 - 1 - 1 で「実際の取得期間」が短かった方) にうかがいます
希望より早く職場復帰した理由について、お答えください

- (1) 子どもを希望する保育施設に入所させるため
- (2) 配偶者 (パートナー) や家族の希望があったため
- (3) 経済的な理由で早く復帰する必要があるため
- (4) 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため

問 9 - 2

父親の育児休業の取得状況について、お答えください

- (1) 働いていなかった
- (2) 取得した (取得中である)
- (3) 取得していない

問 9 - 2 - 1

育児休業を取得した方 (問 9 - 2 で(2)を選択した方) にうかがいます

育児休業の取得期間はお子さんが何歳何か月まででしたか。(取得中の場合は現在の取得予定期間) また、希望取得期間は何歳何か月まででしたか

実際の取得期間 歳 か月

希望取得期間 歳 か月

問 9 - 2 - 2

職場復帰の時期が希望より早かった方 (問 9 - 2 - 1 で「実際の取得期間」が短かった方) にうかがいます
希望より早く職場復帰した理由について、お答えください

- (1) 子どもを希望する保育施設に入所させるため
- (2) 配偶者 (パートナー) や家族の希望があったため
- (3) 経済的な理由で早く復帰する必要があるため
- (4) 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため

施設・事業の利用状況・利用希望

問 10 - 1

お子さんは、現在、幼稚園や保育所などの施設や事業を定期的に利用されていますか

- (1) 利用している
- (2) 利用していない

問 10 - 2

お子さんは、どのような施設や事業を定期的に利用されていますか (施設名・事業名もお答えください)

- (1) 幼稚園 (通常のがん園時間の利用)
- (2) 幼稚園の預かり保育
(週 4 日以上の定期的な利用のみ)
- (3) 認可保育所
(市町村の認可を受けた定員 20 名以上の保育施設)
- (4) 認定こども園
(都道府県や市町村の認可・認定を受けた教育と保育の両機能を併せ持つ施設)
- (5) 小規模保育事業所
(市町村の認可を受けた定員 6~19 名の小規模な保育施設)

- (6) 事業所内保育施設
(企業等が主に従業員用に運営する市町村の認可を受けた施設)
- (7) 居宅訪問型保育（ベビーシッター）
(保育者が子どもの家庭で保育する事業)
- (8) 認可外保育施設
(市町村の認可を受けていない保育施設)
- (9) ファミリーサポートセンター
(週4日以上の定期的な利用のみ)
- (10) 児童発達支援
(あこや学園、たじかの園 など)
- (11) その他

問10-3

問10-1で(1)を選択した方にうかがいます

現在、定期的に利用している施設や事業の実施場所について、お答えください

- (1) 尼崎市内 地区
- (2) 尼崎市外 市・町

問10-4

問10-1で(1)を選択した方にうかがいます

現在、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか

- (1) 現在の利用状況
- 1週あたり 日
- 1日あたり 時間
- (時から 時まで)
- (2) 希望する利用内容
- 1週あたり 日
- 1日あたり 時間
- (時から 時まで)

問10-5

問10-2で(1)または(2)を選択した方にうかがいます

夏休みや冬休みなどの長期休暇中に施設や事業を利用したいですか

- (1) 利用する必要はない
- (2) ほぼ毎日利用したい(時から 時まで)
- (3) 週に数日利用したい(時から 時まで)

問10-6

問10-1で(2)を選択した方にうかがいます

現在、定期的に施設や事業を利用していない理由をお答えください

- (1) 施設や事業に空きがないため
- (2) 経済的な理由のため
- (3) 利用したい時間帯の条件が合わないため
- (4) 質や場所など、納得できる事業がないため
- (5) 対応できない年齢のため
- (6) 子どもに病気や障害があるため
- (7) 祖父母や親戚がみているため
- (8) 近所の人や父母の友人・知人がみているため
- (9) 父母のうち一方が就労しておらず、利用する必要がないため
- (10) 自分で子育てをしたいから
- (11) その他

問11-1

全ての方にうかがいます

現在の利用の有無にかかわらず、定期的に利用したいと考える施設や事業について、お答えください

- (1) 幼稚園（通常の就園時間の利用）
- (2) 幼稚園の預かり保育
(週4日以上 of 定期的な利用のみ)
- (3) 認可保育所
(市町村の認可を受けた定員20名以上の保育施設)
- (4) 認定こども園
(都道府県や市町村の認可・認定を受けた教育と保育の両機能を併せ持つ施設)
- (5) 小規模保育事業所
(市町村の認可を受けた定員6～19名の小規模な保育施設)
- (6) 事業所内保育施設
(企業等が主に従業員用に運営する市町村の認可を受けた施設)
- (7) 居宅訪問型保育（ベビーシッター）
(保育者が子どもの家庭で保育する事業)
- (8) 認可外保育施設
(市町村の認可を受けていない保育施設)
- (9) ファミリーサポートセンター
(週4日以上 of 定期的な利用のみ)

(10) 児童発達支援

(あこや学園、たじかの園 など)

(11) その他

問 1 1 - 2

定期的に利用したい施設や事業の実施場所について、
お答えください

- (1) 尼崎市内 地区
(2) 尼崎市外 市・町

問 1 1 - 3

問 1 1 - 1 で(1)または(2)を選択し、かつ(3)~(11)のい
ずれかを選択した方にうかがいます

特に幼稚園（幼稚園の預かり保育を併せて利用する
場合を含む）の利用を強く希望しますか

- (1) はい
(2) いいえ

問 1 2

土曜日や日曜日・祝日に、定期的に施設や事業を利用
したいですか（一時的な利用は除く）

土曜日

- (1) 利用する必要はない
(2) ほぼ毎週利用したい (時から 時まで)
(3) 月に1~2回は利用したい
(時から 時まで)

日曜日・祝日

- (1) 利用する必要はない
(2) ほぼ毎週利用したい (時から 時まで)
(3) 月に1~2回は利用したい
(時から 時まで)

病気の際の対応

問 1 3 - 1

問 1 0 - 1 で(1)を選択した方にうかがいます

この1年間に、お子さんが病気やケガにより、通常
どおり施設や事業を利用できなかったことはありま
すか

- (1) あった
(2) なかった

問 1 3 - 2

問 1 3 - 1 で(1)を選択した方にうかがいます

その際、どのように対応されましたか

- (1) 父親または母親のうち、就労していない方が
子どもをみた 日
(2) 父親が仕事を休んだ 日
(3) 母親が仕事を休んだ 日
(4) 親族（同居者を含む）に子どもをみてもらった
日
(5) 知人に子どもをみてもらった 日
(6) 病児・病後児保育を利用した 日
(7) ベビーシッターを利用した 日
(8) ファミリーサポートセンターを利用した 日
(9) 仕方なく子どもだけで留守番をさせた 日
(10) その他

問 1 3 - 3

問 1 3 - 2 で(2)または(3)を選択した方にうかがいます

その際、病児・病後児保育を利用したいと思われまし
たか（利用したい日数もお答えください）

- (1) 利用したいと思った 日
(2) 利用したいと思わなかった

子育て支援事業

問 1 4

現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過
したり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場
で、「すこやかプラザ（「子育て支援ゾーン PAL」や
「つどいの広場」のことを指します）を利用していま
すか

- (1) 「すこやかプラザ（子育て支援ゾーン PAL）」
や「つどいの広場」
1週あたり 回、1か月あたり 回
(2) (1)に類似する別の事業（具体名：）
1週あたり 回、1か月あたり 回
(3) 利用していない

問 1 5

問 1 4 のような地域子育て支援拠点事業について、現在は利用していないが、今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか

- (1) 利用していないが、今後利用したい
1 週あたり 回、1 か月あたり 回
- (2) 既に利用しており、利用日数を増やしたい
1 週あたり更に 回
1 か月あたり更に 回
- (3) 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

不定期利用や宿泊を伴う預かり等

問 1 6 - 1

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか

また、今後の利用希望についてもお答えください

- (1) 保育施設の一時預かり事業 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (2) すこやかプラザやつどいの広場の預かり事業 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (3) 幼稚園の預かり保育（不定期に利用する場合） 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (4) ファミリーサポートセンター 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (5) トワイライトステイ 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (6) ベビーシッター 日
☐ 今後も利用したい
☐ 今後は利用したくない
- (7) その他
- (8) 利用していない

問 1 6 - 2

問 1 6 - 1 で(8)を選択した方にうかがいます

利用していない理由について、お答えください

- (1) 利用する必要があるから
- (2) 自宅の近くにないから
- (3) そのような事業を知らないから
- (4) 親族や知人、近所の人にみてもらえるから
- (5) 利用時間や日数など条件に合わないから
- (6) 利用料が掛かる（高い）から
- (7) 利用方法がわからないから
- (8) その他

問 1 7

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用したいですか

- (1) 私用（買い物、子どもや親の習い事等、リフレッシュ目的） 日
- (2) 冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等 日
- (3) 不定期の就労 日
- (4) その他
- (5) 利用する必要はない

問 1 8

親の用事（冠婚葬祭、親・家族の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで年間何日くらい家族以外に預ける（ショートステイを利用する）必要がありますか

- (1) 冠婚葬祭 泊
- (2) 親・家族の育児疲れや育児不安 泊
- (3) 親や家族の病気 泊
- (4) その他
- (5) 利用する必要はない

就学後の放課後等の居場所

問 1 9

令和 6 年 4 月 1 日現在で、お子さんが 5 歳以上の方にうかがいます

お子さんが小学校低学年（1～3 年生）のうち、放課後等の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

- (1) 自宅 週□日
- (2) 祖父母宅や友人・知人宅 週□日
- (3) 習い事（学習塾） 週□日
- (4) 習い事（ピアノ教室やスイミングスクールなど） 週□日
- (5) こどもクラブ 週□日
- (6) 尼崎市立児童ホーム 週□日
(下校時から□時まで)
- (7) 民間児童ホーム 週□日
(下校時から□時まで)
- (8) ファミリーサポートセンター 週□日
- (9) 放課後等デイサービス 週□日
- (10) 公共施設（生涯学習プラザやユース交流センターなど） 週□日
- (11) 公園・広場など 週□日

問 2 0

令和6年4月1日現在で、お子さんが5歳以上の方にうかがいます

お子さんが小学校高学年（4～6年生）のうちは、放課後等の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

- (1) 自宅 週□日
- (2) 祖父母宅や友人・知人宅 週□日
- (3) 習い事（学習塾） 週□日
- (4) 習い事（ピアノ教室やスイミングスクールなど） 週□日
- (5) こどもクラブ 週□日
- (6) 尼崎市立児童ホーム 週□日
(下校時から□時まで)
- (7) 民間児童ホーム 週□日
(下校時から□時まで)
- (8) ファミリーサポートセンター 週□日
- (9) 放課後等デイサービス 週□日
- (10) 公共施設（生涯学習プラザやユース交流センターなど） 週□日
- (11) 公園・広場など 週□日

問 2 1

令和6年4月1日現在で、お子さんが5歳以上の方にうかがいます

土曜日、夏休みや冬休みなどの長期休暇中に児童ホームを利用したいですか

土曜日

- (1) 低学年（1～3年生）の間は利用したい
(□時から □時まで)
- (2) 4年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (3) 5年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (4) 6年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (5) 利用する必要はない

長期休暇中

- (6) 低学年（1～3年生）の間は利用したい
(□時から □時まで)
- (7) 4年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (8) 5年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (9) 6年生の終わりまでは利用したい
(□時から □時まで)
- (10) 利用する必要はない

問 2 2

令和6年4月1日現在で、お子さんが5歳以上の方にうかがいます

放課後等の居場所に特に求めるものはなんですか
(1つだけ選択してください)

- (1) 児童ホームの待機児童対策
- (2) 児童ホームの長期休暇中の弁当提供
- (3) こどもクラブなどの放課後等の居場所の充実
- (4) 特に求めない

基本情報

問 1

お住まいの地区はどれですか

- (1) 中央地区
- (2) 小田地区
- (3) 大庄地区
- (4) 立花地区
- (5) 武庫地区
- (6) 園田地区
- (7) わからない（町丁目を記入： ）

問 2

お子さんの学年をお答えください

小学 年生

問 3

家族の人数とお子さんを含めたきょうだいの人数をお書きください

家族の人数 人
きょうだい数 人

問 4

あなたは、お子さんからみて、どなたですか

- (1) 父親
- (2) 母親
- (3) その他

問 5

あなたの配偶者（パートナー）について、お答えください

- (1) 配偶者（パートナー）がいる
- (2) 配偶者（パートナー）はいない

問 6

お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのは、そのお子さんからみて、どなたですか

- (1) 父母ともに
- (2) 主に母親
- (3) 主に父親
- (4) 主に祖父母
- (5) その他

問 7

尼崎市にお住まいになって、通算して何年になりますか

- (1) 1 年未満
- (2) 1 年以上 3 年未満
- (3) 3 年以上 5 年未満
- (4) 5 年以上 10 年未満
- (5) 10 年以上 15 年未満
- (6) 15 年以上 20 年未満
- (7) 20 年以上

就労状況

問 8 - 1

お子さんの母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について、お答えください

- (1) フルタイムで就労中
- (2) フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (3) パート・アルバイト等で就労中
- (4) パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない
- (6) これまで就労したことがない

問 8 - 1 - 1

就労されている方（問 8 - 1 で(1)～(4)を選択した方）にうかがいます

就労状況（1 週あたりの就労日数、土日の就労の有無、1 日あたりの就労時間、家を出る時刻と帰宅時刻）について、お答えください

※就労状況が一定でない場合は最も多いパターン、産休・育休中等の方は休業する前の状況をお答えください

1 週あたりの就労日数 日

土日の就労の有無

- 土曜
- 日曜
- 無し

1 日あたりの就労時間 時間

家を出る時刻 時 分

帰宅時刻 時 分

問 8 - 1 - 2

フルタイム以外で就労されている方 (問 8 - 1 で(3) または(4)を選択した方) にうかがいます

フルタイムへの転換希望について、お答えください

- (1) フルタイムへの転換希望があり、今後実現する見込み
- (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現する見込みはない
- (3) フルタイム以外での就労を続けることを希望
- (4) 就労をやめて、子育てや家事に専念したい

問 8 - 1 - 3

就労していない方 (問 8 - 1 で(5)または(6)を選択した方) にうかがいます

就労希望について、お答えください

- (1) 就労の予定はない
- (2) 1 年より先に就労したい
(一番下の子どもが 歳頃)
- (3) すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

問 8 - 1 - 4

就労していない方 (問 8 - 1 - 3 で(2)または(3)を選択した方) にうかがいます

希望する就労形態について、お答えください

- (1) フルタイム (1 週 5 日程度、1 日 8 時間程度)
- (2) パート・アルバイト等
(1 週あたり 日、1 日あたり 時間)

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
☐ 日曜
☐ 無し

問 8 - 2

お子さんの父親の現在の就労状況 (自営業、家族従事者含む) について、お答えください

- (1) フルタイムで就労中
- (2) フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (3) パート・アルバイト等で就労中
- (4) パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中
- (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない
- (6) これまで就労したことがない

問 8 - 2 - 1

就労されている方 (問 8 - 2 で(1)~(4)を選択した方) にうかがいます

就労状況 (1 週あたりの就労日数、土日の就労の有無、1 日あたりの就労時間、家を出る時刻と帰宅時刻) について、お答えください

※就労状況が一定でない場合は最も多いパターン、産休・育休中等の方は休業する前の状況をお答えください

1 週あたりの就労日数 日

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
☐ 日曜
☐ 無し

1 日あたりの就労時間 時間

家を出る時刻 時 分

帰宅時刻 時 分

問 8 - 2 - 2

フルタイム以外で就労されている方 (問 8 - 2 で(3) または(4)を選択した方) にうかがいます

フルタイムへの転換希望について、お答えください

- (1) フルタイムへの転換希望があり、今後実現する見込み
- (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現する見込みはない
- (3) フルタイム以外での就労を続けることを希望
- (4) 就労をやめて、子育てや家事に専念したい

問 8 - 2 - 3

就労していない方 (問 8 - 2 で(5)または(6)を選択した方) にうかがいます

就労希望について、お答えください

- (1) 就労の予定はない
- (2) 1 年より先に就労したい
(一番下の子どもが 歳頃)
- (3) すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

問 8 - 2 - 4

就労していない方 (問 8 - 2 - 3 で(2)または(3)を選択した方) にうかがいます

希望する就労形態について、お答えください

- (1) フルタイム (1 週 5 日程度、1 日 8 時間程度)
- (2) パート・アルバイト等

(1 週あたり □ 日、1 日あたり □ 時間)

土日の就労の有無

- ☐ 土曜
- ☐ 日曜
- ☐ 無し

育休取得状況

問 9 - 1

母親の育児休業の取得状況について、お答えください

- (1) 働いていなかった
- (2) 取得した (取得中である)
- (3) 取得していない

問 9 - 1 - 1

育児休業を取得した方 (問 9 - 1 で(2)を選択した方) にうかがいます

育児休業の取得期間はお子さんが何歳何か月まででしたか。(取得中の場合は現在の取得予定期間) また、希望取得期間は何歳何か月まででしたか

実際の取得期間 □ 歳 □ か月

希望取得期間 □ 歳 □ か月

問 9 - 1 - 2

職場復帰の時期が希望より早かった方 (問 9 - 1 - 1 で「実際の取得期間」が短かった方) にうかがいます
希望より早く職場復帰した理由について、お答えください

- (1) 子どもを希望する保育施設に入所させるため
- (2) 配偶者 (パートナー) や家族の希望があったため
- (3) 経済的な理由で早く復帰する必要があるため
- (4) 人事異動や業務の節日の時期に合わせるため

問 9 - 2

父親の育児休業の取得状況について、お答えください

- (1) 働いていなかった
- (2) 取得した (取得中である)
- (3) 取得していない

問 9 - 2 - 1

育児休業を取得した方 (問 9 - 2 で(2)を選択した方) にうかがいます

育児休業の取得期間はお子さんが何歳何か月まででしたか。(取得中の場合は現在の取得予定期間) また、希望取得期間は何歳何か月まででしたか

実際の取得期間 □ 歳 □ か月

希望取得期間 □ 歳 □ か月

問 9 - 2 - 2

職場復帰の時期が希望より早かった方 (問 9 - 2 - 1 で「実際の取得期間」が短かった方) にうかがいます
希望より早く職場復帰した理由について、お答えください

- (1) 子どもを希望する保育施設に入所させるため
- (2) 配偶者 (パートナー) や家族の希望があったため
- (3) 経済的な理由で早く復帰する必要があるため
- (4) 人事異動や業務の節日の時期に合わせるため

放課後の居場所

問 9 - 1

お子さんは、放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか

- (1) 自宅 週 □ 日
- (2) 祖父母宅や友人・知人宅 週 □ 日
- (3) 習い事 (学習塾) 週 □ 日
- (4) 習い事 (ピアノ教室やスイミングスクールなど) 週 □ 日
- (5) こどもクラブ 週 □ 日
- (6) 尼崎市立児童ホーム 週 □ 日
(下校時から □ 時まで)
- (7) 民間児童ホーム 週 □ 日
(下校時から □ 時まで)
- (8) ファミリーサポートセンター 週 □ 日
- (9) 放課後等デイサービス 週 □ 日
- (10) 公共施設 (生涯学習プラザやユース交流センターなど) 週 □ 日
- (11) 公園・広場など 週 □ 日

問 9 - 2

お子さんを、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

- (1) 自宅 週 日
- (2) 祖父母宅や友人・知人宅 週 日
- (3) 習い事（学習塾） 週 日
- (4) 習い事（ピアノ教室やスイミングスクールなど） 週 日
- (5) こどもクラブ 週 日
- (6) 尼崎市立児童ホーム 週 日
(下校時から 時まで)
- (7) 民間児童ホーム 週 日
(下校時から 時まで)
- (8) ファミリーサポートセンター 週 日
- (9) 放課後等デイサービス 週 日
- (10) 公共施設（生涯学習プラザやユース交流センターなど） 週 日
- (11) 公園・広場など 週 日

問 9 - 3

こどもクラブを利用している方（問 9 - 1 で(5)を選択した方）にうかがいます

こどもクラブを利用している理由について、お答えください

- (1) きょうだいや友達を利用しているから
- (2) 学校の敷地内（室内や校庭）で安心して遊べるから
- (3) 近所に遊べる場所が少ないから
- (4) 仕事などで放課後に家に親がいないから
- (5) 利用したい児童ホームに空きがないから
- (6) 落ち着いて勉強（宿題）ができるから
- (7) いろいろな体験活動ができるから
- (8) 利用料金が掛からないから
- (9) その他

問 9 - 4

こどもクラブを利用していない方（問 9 - 1 で(5)を選択しなかった方）にうかがいます

こどもクラブを利用していない理由について、お答えください

- (1) 児童ホームを利用している
- (2) 放課後に習い事をしているから
- (3) 放課後は自宅で過ごしているから
- (4) 放課後は友達と過ごしているから

- (5) 学齢が高くなり、利用しなくなったから
- (6) 弁当が持参できないから
- (7) 使い勝手が悪いから
- (8) 特にない・わからない
- (9) その他

問 9 - 5

尼崎市立児童ホームを利用している方（問 9 - 1 で(6)を選択した方）にうかがいます

尼崎市立児童ホームを利用している理由について、お答えください

- (1) きょうだいや友達を利用しているから
- (2) 学校の敷地内（室内や校庭）で安心して遊べるから
- (3) 指導員がしっかりみてくれているから
- (4) 長期休暇のときに留守番させるのが心配だから
- (5) 弁当を持参できるから
- (6) 勉強（宿題）を教えてくれるから
- (7) イベントや行事が魅力的だから
- (8) その他

問 9 - 6

民間児童ホームを利用している方（問 9 - 1 で(7)を選択した方）にうかがいます

民間児童ホームを利用している理由について、お答えください

- (1) きょうだいや友達を利用しているから
- (2) 尼崎市立児童ホームより利用時間が長いから
- (3) 尼崎市立児童ホームより利用料金が安いから
- (4) 尼崎市立児童ホームよりサービス・支援内容が充実しているから
- (5) 尼崎市立児童ホームを利用できなかったから
- (6) その他

問 9 - 7

児童ホームを利用していない方（問 9 - 1 で(6)または(7)を選択しなかった方）にうかがいます

尼崎市立児童ホームまたは民間児童ホームを利用していない理由について、お答えください

- (1) 利用したい児童ホームに空きがないから
- (2) 放課後に習い事をしているから

- (3) 働いていないから
- (4) 働いているが、子どもだけで留守番をさせても大丈夫だから
- (5) 祖父母などみてくれる人がいるから
- (6) 子どもに病気や障害があるから
- (7) 使い勝手が悪いから
- (8) 利用料金が掛かる（高い）から
- (9) 特にない・わからない
- (10) その他

問 1 0

平日や土曜日、夏休みや冬休みなどの長期休暇中に児童ホームを利用したいですか

平日

- (1) 低学年（１～３年生）の間は利用したい
(時から 時まで)
- (2) ４年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (3) ５年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (4) ６年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (5) 利用する必要はない

土曜日

- (6) 低学年（１～３年生）の間は利用したい
(時から 時まで)
- (7) ４年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (8) ５年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (9) ６年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (10) 利用する必要はない

長期休暇中

- (11) 低学年（１～３年生）の間は利用したい
(時から 時まで)
- (12) ４年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (13) ５年生の終わりまでは利用したい
(時から 時まで)
- (14) ６年生の終わりまでは利用したい

(時から 時まで)

- (15) 利用する必要はない

問 1 1

放課後等の居場所に特に求めるものはなんですか
(１つだけ選択してください)

- (1) 児童ホームの待機児童対策
- (2) 児童ホームの長期休暇中の弁当提供
- (3) こどもクラブなどの放課後等の居場所の充実
- (4) 特に求めない

問 1 2

児童ホームが閉まる時間以降にファミリーサポートセンターを利用したいですか

- (1) はい
- (2) いいえ

病気の際の対応

問 1 3 - 1

この１年間に、お子さんが病気やケガにより、通常どおり学校へ行けなかったことはありますか

- (1) あった
- (2) なかった

問 1 3 - 2

問 1 3 - 1 で(1)を選択した方にうかがいます

その際、どのように対応されましたか

- (1) 父親または母親のうち、就労していない方が子どもをみた 日
- (2) 父親が仕事を休んだ 日
- (3) 母親が仕事を休んだ 日
- (4) 親族(同居者を含む)に子どもをみてもらった 日
- (5) 知人に子どもをみてもらった 日
- (6) 病児・病後児保育を利用した 日
- (7) ベビーシッターを利用した 日
- (8) ファミリーサポートセンターを利用した 日
- (9) 仕方なく子どもだけで留守番をさせた 日
- (10) その他

問 1 3 - 3

問 1 3 - 2 で(2)または(3)を選択した方にうかがいます

その際、病児・病後児保育を利用したいと思われましたか（利用したい日数もお答えください）

- (1) 利用したいと思った 日
- (2) 利用したいと思わなかった

い

一時預かり事業

保護者が週1～3日程度、断続的に働く時、保護者の病気やケガによる入院、育児の負担軽減のためのリフレッシュなどにより、保育所・認定こども園などの施設やサービスで一時的にその方の子どもを預かる事業。対象は就学前の子ども。

保育所（園）

- 実施保育所
 - ☞ 保育管理課（TEL06-6489-6439）
お問い合わせください。
- 費用 / 各園により異なる

すこやかプラザ・つどいの広場（あみんぐステーション、わらべ）

- 開設日 / 各施設の開設日と同じ
- 開設時間 / 午前10時～午後3時
- 費用（子ども1人1時間あたり）/ 700円

き

居宅訪問型保育（ベビーシッター）

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者（必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者）による保育を行う事業

※ 尼崎市では認可外保育施設等として設置届を受理し、事業実施の確認をしています。

- 設置者
 - ☞ 保育企画課（TEL06-6489-6253）
お問い合わせください。
- 受入時間・費用 / 設置者ごとに異なる
 - ☞ 幼児教育・保育の無償化により、無償となる場合があります。
 - ☞ 保育管理課（TEL06-6489-6159）
お問い合わせください。

こ

こどもクラブ（放課後子ども教室）

放課後、子どもたちが安心して遊び、異年齢が交流する場として、全小学校に設置。

- 対象 / 小学生
- 開設日 / 日曜日、祝日、年末年始を除く毎日
- 開設時間 /
 - ☞ 通常の授業日は午後1時～午後5時
 - ☞ 土曜日や春・夏・冬休みなどの学校休業日（日曜日・祝日・年末年始を除く）は午前9時～正午、午後1時～午後5時
- 費用 / 無料（スポーツ安全保険料が必要）

し

事業所内保育施設

事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に開設した保育施設に、地域の保育を必要とする子どもの保育（地域枠）を設けて実施するもの。

※ 尼崎市では認可外保育施設等として設置届を受理し、事業実施の確認をしています。

- 設置者
 - ☞ 保育企画課（TEL06-6489-6253）
お問い合わせください。
- 受入時間・費用 / 設置者ごとに異なる
 - ☞ 幼児教育・保育の無償化により、無償となる場合があります。
 - ☞ 保育管理課（TEL06-6489-6159）
お問い合わせください。

児童発達支援

未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や機能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

- 対象 / 未就学の障害のある児童
- 費用 / 世帯の所得に応じた負担上限額を決定
- 実施施設 / 59施設（令和5年12月時点）

（参考：児童発達支援センター）

施設名	住 所	開園時間
尼崎市立 あこや学園	三反田町1丁目1-1 教育・障害福祉センター西横	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前10時～午後2時
尼崎市立 たじかの園	西難波町6丁目12-1 旧北難波保育所 （令和5年10から一時移転）	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前10時～午後3時
かしのき園	大物町1丁目18-1	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前8時～午後6時

児童ホーム（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

尼崎市立児童ホーム（公設）

- 対象 / 労働等で保護者が昼間不在の小学生
- 開設日 / 日曜日、祝日、年末年始を除く毎日
- 開設時間 /
 - ☞ 通常の授業日は正午～午後5時
 - ☞ 土曜日や春・夏・冬休みなどの学校休業日（日曜日・祝日・年末年始を除く）は午前8時15分～午後5時
 - ・土曜日は午前8時15分～午後5時
 - ☞ 11月1日～12月28日は午後4時45分まで
（希望があれば午後5時まで）
 - ☞ 延長時間 午後5時～7時（日曜日、祝日、年末年始を除く）
- 費用（月額）/ 児童育成料：10,000円（所得等により減免あり）
延長育成料：1,800円（所得等により減免あり）
※ 他にスポーツ安全保険料が必要

民間児童ホーム

- 開設日時・費用 / 各施設により異なる
 - ☞ 児童課（TEL06-6489-6937）
お問い合わせください。

生涯学習プラザ

自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築を進める上で、生涯学習の推進を図るとともに学びをきっかけとして、地域における課題解決等の活動を促進することができるよう、公民館と地区会館から移行した学びと活動を支えるための施設。

- 設置場所 / 市内全12箇所（各地区2箇所）
- 費用 / 無料（ただし、貸会議室等是有料）
 - ☞ 貸会議室等の費用は各施設により異なる

小規模保育事業所

少人数（定員 19 人以下）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を行う。自治体のほか、民間団体（社会福祉法人、NPO 法人など）、民間企業など多様な主体が様々なスペースを活用して質の高い保育を提供し、地域の実情に応じた多様な目的に活用できることを目指す施設。

- 対象 / 0～2 歳児
- 開所時間 / 11 時間程度
- 費用 / 保育料（0～2 歳のみ）は世帯の所得税額を基準に決定
- 実施施設 / 46 施設（令和 6 年 4 月時点）

ショートステイ（子育て短期支援事業）

保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、若しくは、母子が夫等の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行う。（原則 7 日以内）

- 費用 /
 - ☞ 生活保護法による被保護世帯 : 0 円
 - ☞ 中国在留邦人の円滑な帰国後の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯
 - ☞ 市町村民税非課税世帯
 - 2 歳未満児・慢性疾患児 : 1,100 円/日
 - 2 歳以上児 : 1,000 円/日
 - 緊急一時保護の母親 : 300 円/日
 - ☞ その他の世帯
 - 2 歳未満児・慢性疾患児 : 5,350 円/日
 - 2 歳以上児 : 2,750 円/日
 - 緊急一時保護の母親 : 750 円/日

すこやかプラザの子育て支援ゾーン

つどいの広場（地域子育て支援拠点事業）

主に就学前の子どもとその保護者が、気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場。

- 開設時間 / 概ね午前 10 時～午後 3 時
- 実施施設 /

施設名	住 所	休館日
すこやかプラザ※	七松町 1 丁目 3-1-502 フェスタ立花南館 5 階	水曜日
わいわい ステーション	南塚口町 2 丁目 4-23 アラカサビル 4 階	日・月曜日
こんべいとう	南武庫之荘 1 丁目 18-11-102	土・日曜日
びすけっと	稲葉荘 1 丁目 7-21 木村ビル	土・日曜日
のびのび ステーション	杭瀬北新町 3 丁目 16-7	土・日曜日
きらきら	食満 1 丁目 3-15	土・日曜日
あみんぐ ステーション※	潮江 2 丁目 28-47	月・火曜日
わらべ※	東園田町 5 丁目 34-28	土・日曜日
どろっぶず	武庫元町 2 丁目 12-1 フェルティ武庫元町 205	日・月曜日
ちびっこステーション ひだまり	上坂部 3 丁目 21-1	土・日曜日
まかろん	開明町 2 丁目 25	土・日曜日

「※」は一時預かりも実施

と

トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において、児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行っている。

※ 現在、尼崎市では実施しておりません。

に

認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、事業所内保育施設、院内保育施設、居宅訪問型保育、企業主導型保育など。

- 対象・開所時間・費用 / 各施設により異なる
- 実施施設 / 46 施設（令和 6 年 4 月時点）

認定こども園

保護者が働いている、いないに関わらず、子どもを受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能や、すべての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能を備えた施設。

- 対象 / 就学前の子ども
- 開所時間 / 11 時間程度
- 費用 / 保育料（0～2 歳のみ）は世帯の所得税額を基準に決定
- 実施施設 / 26 施設（令和 6 年 4 月時点）

幼保連携型（13 施設）

- 開明かしの木子ども園
- あすなろこども園
- かしの木こども園
- みどり野保育園
- くいせようちえん
- はまようちえん
- しもさかべ幼稚園
- いまふくゆうゆうこども園
- 梅花東幼稚園
- いるか保育園
- 七松幼稚園
- キンダー・メーソン
- ベビー・メーソン

幼稚園型（8 施設）

- 関西国際大学附属
難波愛の園幼稚園
- からたち幼稚園
- めぐみ幼稚園
- 立花愛の園幼稚園
- 武庫愛の園幼稚園
- みこころ幼稚園
- 百合学院幼稚園
- 園田学園女子大学附属
園田学園幼稚園

保育所型（3 施設）

- 若葉保育園
- おおしま保育園
- 武庫庄保育園

ひ

病児・病後児保育事業

保護者の就労等の理由により、病気の回復途中で、幼稚園、保育所（園）等での集団保育が難しい子どもを一時的に医療機関に併設された保育室で保育・看護する事業。

- 対象 / 小学 6 年生以下の子ども
- 実施施設 /

- 小中島診療所内病児保育室 キッズケアハウス（休止中）
- 高原クリニック内病児保育室
- 堀内小児科むこのそう病児保育室
- 兵庫県立尼崎総合医療センター病児・病後児保育室

- 費用（子ども 1 人 1 日あたり） / 2,000 円（診察料は別途必要）

ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人と協力したい人がそれぞれ会員登録し、有償で託児や保育施設への送迎をするなど、お互いに助け合う事業。尼崎市社会福祉協議会がその仲立ちをしている。

- 対象 / 小学 6 年生以下の子ども
- 費用（子ども 1 人 1 時間あたり） / 800～900 円

保育所（園）

仕事や病気等のため、家庭で保育ができない保護者に代わり、その子どもを養護・保育する、児童福祉法に基づく児童福祉施設。

- 対象 / 就学前の子ども
- 開所時間 / 11 時間程度
- 費用 / 保育料（0～2 歳のみ）は世帯の所得税額を基準に決定
- 実施施設 / 83 施設（令和 6 年 4 月時点）

放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行っている施設。

- 対象 / 就学している障害のある子ども
- 費用 / 世帯の所得に応じた負担上限額を決定
- 実施施設 / 106 施設（令和 5 年 12 月時点）

ユース交流センター（あまぽーと、アマブラリ）

青少年に活動の場、学びの場を提供し、ユースワークの視点に立った青少年の居場所づくりを初めとする各種事業や青少年の支援を行っている施設。

幼稚園

義務教育やその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、その心身の発達を助長することを目的とする学校教育法に基づく学校。

- 対象 / 満 3 歳から 6 歳までの就学前の子ども
- 開所時間 / 4 時間程度
- 費用 /
 - ☞ 市立幼稚園：保育料は無償（実費徴収は各園により異なる）
 - 私立幼稚園：各園により異なる

幼稚園の預かり保育

園児の保護者の希望により、在園児を夕方までや長期休暇中に保育する事業。園によっては、「〇〇クラス」「〇〇教室」「〇〇ルーム」などと呼ばれている。

- 保育時間・費用 /
 - ☞ 市立幼稚園：
 - ・ 弁当日 午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分・200 円
 - ・ 弁当なし日 正午～午後 4 時 30 分・400 円
 - ・ 長期休暇 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分・800 円
 - 私立幼稚園：各園により異なる

き

居宅訪問型保育（ベビーシッター）

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者（必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者）による保育を行う事業

※ 尼崎市では認可外保育施設等として設置届を受理し、事業実施の確認をしています。

- 設置者
 - ☞ 保育企画課（TEL06-6489-6253）
お問い合わせください。
- 受入時間・費用 / 設置者ごとに異なる

こ

こどもクラブ（放課後子ども教室）

放課後、子どもたちが安心して遊び、異年齢が交流する場として、全小中学校に設置。

- 対象 / 小学生
- 開設日 / 日曜日、祝日、年末年始を除く毎日
- 開設時間 /
 - ☞ 通常の授業日は午後1時～午後5時
 - ☞ 土曜日や春・夏・冬休みなどの学校休業日（日曜日・祝日・年末年始を除く）は午前9時～正午、午後1時～午後5時
- 費用 / 無料（スポーツ安全保険料が必要）

し

児童ホーム（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小中学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

尼崎市立児童ホーム（公設）

- 対象 / 労働等で保護者が昼間不在の小学生
- 開設日 / 日曜日、祝日、年末年始を除く毎日
- 開設時間 /
 - ☞ 通常の授業日は正午～午後5時
 - ☞ 土曜日や春・夏・冬休みなどの学校休業日（日曜日・祝日・年末年始を除く）は午前8時15分～午後5時
 - ☞ 土曜日は午前8時15分～午後5時
 - ☞ 11月1日～12月28日は午後4時45分まで（希望があれば午後5時まで）
 - ☞ 延長時間 午後5時～7時（日曜日、祝日、年末年始を除く）
- 費用（月額） / 児童育成料：10,000円（所得等により減免あり）
延長育成料：1,800円（所得等により減免あり）
※ 他にスポーツ安全保険料が必要

民間児童ホーム

- 開設日時・費用 / 各施設により異なる
- ☞ 児童課（TEL06-6489-6937）

お問い合わせください。

生涯学習プラザ

自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築を進める上で、生涯学習の推進を図るとともに学びをきっかけとして、地域における課題解決等の活動を促進することができるよう、公民館と地区会館から移行した学びと活動を支えるための施設。

- 設置場所 / 市内全12箇所（各地区2箇所）
- 費用 / 無料（ただし、貸会議室等は有料）
☞ 貸会議室等の費用は各施設により異なる

ひ

病児・病後児保育事業

保護者の就労等の理由により、病気の回復途中で、幼稚園、保育所（園）等での集団保育が難しい子どもを一時的に医療機関に併設された保育室で保育・看護する事業。

- 対象 / 小学6年生以下の子ども
- 実施施設 /

- 小中島診療所内病児保育室 キッズケアハウス（休止中）
 - 高原クリニック内病児保育室
 - 堀内小児科むこのそ病児保育室
 - 兵庫県立尼崎総合医療センター病児・病後児保育室
- 費用（子ども1人1日あたり） / 2,000円（診察料は別途必要）

ふ

ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人と協力したい人がそれぞれ会員登録し、有償で託児や保育施設への送迎をするなど、お互いに助け合う事業。尼崎市社会福祉協議会がその仲立ちをしている。

- 対象 / 小学6年生以下の子ども
- 費用（子ども1人1時間あたり） / 800～900円

ほ

放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行っている施設。

- 対象 / 就学している障害のある子ども
- 費用 / 世帯の所得に応じた負担上限額を決定
- 実施施設 / 106施設（令和5年12月時点）

ゆ

ユース交流センター（あまぽーと、アマブラリ）

青少年に活動の場、学びの場を提供し、ユースワークの視点に立った青少年の居場所づくりを初めとする各種事業や青少年の支援を行っている施設。